

19世紀中葉エジプトにおける税制度

——その 3. 土地税——

加 藤 博

はじめに——史料紹介を兼ねて——

1. 時代背景——納稅連帶責任制度の廃止——

2. 19世紀中葉エジプトにおける『土地税』制度

3. 『土地税』徵収事情からみた19世紀中葉エジプト農村社会

おわりに——近代エジプト農村の四「地域」類型——

付録（I）『土地税』決済明細表抄訳

（II）1269年度ミニヤ・ベニー・マザール県『土地税』決済明細表コピー

は じ め に

本稿は、サイード治世（1854—63年）下に実施された一連の税制改革の内容を紹介・分析することを通じて、19世紀中葉エジプト社会の諸特徴を剔出することを目的とした一連の研究の一環をなす⁽¹⁾。本稿が対象とするのは、農村部から徵収された『土地税』その他諸税であるが、ここでは、それを、その主体となった『土地税』ももって総称する。

依拠する史料は、エジプト国立公文書館（Dār al-Wathā'iq al-Qawmiya）に所蔵されている『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』（*mahāfiż ma'īya sanīya turki*）のうち⁽²⁾、カルトン番号4〔1〕（旧通し番号27）、およびカルトン番号4〔2〕（旧通し番号28）のなかに收められている、1271年ムハッラム月6日（1854年9月29日）から1271年サファル月23日（1854年11月15日）ま

での日付をもつ、県知事 (Mudīr) によって作成された12の『土地税』関係文書である。

その内容は、1269年度『土地税』決済報告書——ただし、シャルキーヤ県知事作成の二つの報告書のうち、一つは、おそらく事務手続き上の処置のためであろう、1269年度の『土地税』決済報告書ではなく、1270年度の『土地税』課税報告書である。しかし、この例外措置を本文において逐一指摘すると、煩雑になるところから、以後、関係文書群を一律、1269年度『土地税』決済報告書と呼んでおく——であり、当該報告書を提出する旨のトルコ語あるいはアラビア語主文と、実質的内容たるアラビア語決済明細表とからなっている。ただし、筆者が収集し得たこれら報告書群のうち、実際に後者が添付されていたのは、ダカフリーヤ県、ミニヤ・ベニー・マザール県、ブヘイラ県、メヌフィーヤ県、ケナ・エスナ県、シャルキーヤ県、以上6県に関する7文書（シャルキーヤ県については2文書）だけであり、その他の県に関する決済明細表については、社撰な管理のために紛失してしまったのであろうか、発見することができなかつた⁽³⁾。かくて、本稿における実質的分析対象は、上記6県の『土地税』決済明細表である⁽⁴⁾。

さて、以上の簡単な史料紹介からもただちに了解されるであろうように、ここで依拠される史料は、19世紀中葉におけるエジプト『土地税』徵収事情を分析するのに、理想的な史料とは決していえない。そもそも、それらは、徵稅台帳——あるいは、その他同種の台帳——から抜粋された関係統計の集計値を記載したものにすぎず、徵稅台帳を一次史料とするならば、二次史料としての性格しか持っていない。さらに、それらは、共時分析の史料としても、また通時分析の史料としても、多くの欠点を抱えている。共時分析については、前述したごとく、当該決済明細表は、エジプト全県を網羅するものではないうえ、その書式は一律ではなく、県ごとに異なっている。そのため、それらに依拠して、統一的基準でもって、エジプト全土の『土地税』制度や『土地税』徵収事情を

19世紀中葉エジプトにおける税制度

鳥瞰することも、県あるいは地域間の比較研究を行うこともできない。次いで、通時分析についても、少なくとも筆者が調査した1270(1853)年から1282(1865)年に至る12年間に作成された『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』には、本稿で依拠する類の『土地税』決済明細表を他の年について発見することはできず、それ故、そこに盛られている数値、およびその他情報を、時間の流れのなかで分析することはできない。

もっとも、現在の史料・研究状況からみて、これら諸々の欠点について、余り悲観的になることもないだろう。まず、其時分析における欠点については、たとえ近い将来、一次史料の整理・分析によって、二次史料に基づく研究が乗り越えられるとしても、少なくとも現時点において、かかる一次史料に依拠した19世紀中葉エジプト『土地税』制度研究、とりわけ県単位の集計値でもって分析された当該研究は存在しない。また、ここで依拠する『土地税』決済明細表にしても、それらがすべての県を網羅していないとはいえ、対象6県は上、中、下エジプト地方に散らばっており、その精粗はともかく、地域間の比較研究を拒むものではない。さらに、強弁するならば、県ごとに決済明細表の書式が異なっているという欠点についてでさえ、そこに長所がないわけではない。というのも、書式の違いは、そこに盛られている情報の質の違いを意味しており、かかる書式のさまざまに異なる報告書によるならば、統一的書式によって作成された報告書では漏れてしまう類の雑多な種類の情報を収集できるからである。次いで、通時分析における欠点については、これを本論文における最大の長所となしえる。つまり、後に詳しく解説するように、サイード治世からイスマイール治世（1863—79年）初頭にかけての12年間ににおいて、1269年度についてのみ、県ごとの『土地税』決済報告書が作成され、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』として提出された、という事実こそが、ここで当該報告書を、19世紀中葉エジプトにおける『土地税』制改革、さらには『土地税』徵収事情からみた当時のエジプト農村社会を分析する史料として取りあげる根拠

なのである。

以下、本稿は三節から構成される。まず、第一節において、当該『土地税』決済報告書が作成された時代背景を解説することによって、エジプト『土地税』制史における19世紀中葉という時代の重要性を確認するとともに、当該報告書の史料的価値を吟味する。次いで、第二節において、当該報告書から知り得る『土地税』徴収手続きなど、制度史的観点からみた19世紀中葉エジプトにおける『土地税』徴収事情を叙述する。そして、最後に第三節において、当該報告書に盛られている集計値に依拠して、『土地税』徴収事情からみた19世紀中葉エジプト農村社会の幾つかの特徴を抽出してみたい。なお、本稿の末尾に、付録（I）として、『土地税』決済明細表を整理・翻訳した形で掲載するところから、以下の叙述において、当該明細表に関する限り、その該当箇所を逐一註でもって指示することはしない。

- 1 先行二論文は以下の通り。拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その1. 不動産賃貸借税——」『イスラム世界』第25・26号、1986年2月。同「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その2. 通行・市場税——」『東洋文化研究所紀要』第103冊、昭和62年3月。
- 2 先行二論文もまた『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』に依拠しているが、この『文書』の史料的価値については、以下の文献を参照のこと。拙稿「アブー・スィネータ村醜聞——19世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤——」『東洋文化研究所紀要』第99冊、昭和61年2月、165—166頁。同「19世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇——リズカ地について——」『一橋論叢』第98巻第6号、昭和62年12月、159—162頁。
- 3 『土地税』関係文書の内訳は、以下の通りである。(1) *mahfaza raqm 4*[1], *wathiqa raqm 21* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月6日 (1854年9月29日) 付、ガルビーヤ県知事作成 (トルコ語主文1葉)。(2) *mahfaza raqm 4*[1], *wathiqa raqm 22* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月6日 (1854年9月29日) 付、ギーザ県知事作成 (トルコ語主文1葉)。(3) *mahfaza raqm 4*[1], *wathiqa raqm 27* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月6日 (1854年9月29日) 付、カリューピーヤ県知事作成 (トルコ語主文1葉)。(4) *mahfaza raqm*

19世紀中葉エジプトにおける税制度

4[1], *wathiqa raqm 40* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9日 (1854年10月2日) 付, ベニー・スエフ・ファイユーム県知事作成 (トルコ語主文1葉)。
(5)*mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 41* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月8, 9日 (1854年10月1, 2日) 付, ダカフリーヤ県知事作成 (トルコ語主文, アラビア語明細表あわせて1葉)。
(6)*mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 43* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9日 (1854年10月2日) 付, ミニヤ・ベニー・マザール県知事作成 (トルコ語主文1葉, アラビア語明細表4葉)。
(7)*mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 45* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9日 (1854年10月2日) 付, ブヘイラ県知事作成 (アラビア語主文1葉, アラビア語明細表5葉)。
(8)*mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 50* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月9, 10日 (1854年10月2, 3日) 付, メヌフィーヤ県知事作成 (トルコ語主文1葉, アラビア語明細表2葉)。
(9)*mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 83* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月12日 (1854年10月5日) 付, ケナ・エスナ県知事作成 (トルコ語主文1葉, アラビア語明細表1葉)。
(10)*mahfaza raqm 4[1]*, *wathiqa raqm 88* (旧カルトン通し番号27)。1271年ムハッラム月13日 (1854年10月6日) 付, シャルキーヤ県知事作成 (トルコ語主文1葉)。
(11)*mahfaza raqm 4[2]*, *wathiqa raqm 478* (旧カルトン通し番号28)。1271年サファル月22, 23日 (1854年11月14, 15日付) シャルキーヤ県知事作成 (トルコ語主文1葉, アラビア語明細表1葉)。
(12)*mahfaza raqm 4[2]*, *wathiqa raqm 482* (旧カルトン通し番号28)。1271年サファル月23日 (1854年11月15日) 付, シャルキーヤ県知事作成 (トルコ語主文1葉, アラビア語明細表3葉)。以上, 12文書のうち, すでに本文で指摘したように, (12)だけが1270年度『土地税』課税報告書であり, その他はすべて1269年度『土地税』決済報告書である。なぜ(12)のみが1270年度についての報告書なのか, その理由は定かでないが, おそらく事務処理上の都合のためであろう。

4 以下, (5)(6)(7)(8)(9)(12)の6文書を, それぞれ, ダカフリーヤ県報告書, ミニヤ・ベニー・マザール県報告書, ブヘイラ県報告書, メヌフィーヤ県報告書, ケナ・エスナ県報告書, シャルキーヤ県報告書と呼ぶ。シャルキーヤ県報告書という名称で(12)の文書を指示し, (11)の文書を排除した理由は, 後者が, その内容から判断して, シャルキーヤ県全体についてではなく, その一部の地域だけについての『土地税』決済報告書だからである。また, 同様の理由から, ブヘイラ県報告書という名称で指示されるのは, (7)の文書に収められた二つの明細表のうち, ブヘイラ県における全「村落・所領」を対象とした『土地税』決済明細表である。なお, 他の一つは, 有

力者たちの「所領」を対象とした『土地税』決済明細表である。

1. 時代背景——納稅連帶責任制度の廃止——

筆者は、冒頭において、本稿を、サイード治世下に実施された一連の税制改革に関する研究の一環をなすもの、と述べた。しかし、ここで依拠する史料は、『土地税』決済報告書であり、一見する限り、税制改革とは関係ないよう見える。というのも、『土地税』は毎年徴収されるものである以上、地方当局は、その決済に関して、どのような形式であれ、毎年中央当局に報告したであろうからである。

しかし、ここで指摘すべきは、当該報告書に関して、史料上の欠点として先述した事実、つまり、サイード治世からイスマイール治世にかけての12年間において、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』として作成された『土地税』決済報告書は1269年度に関するもののみである、という事実である。というのも、この事実は、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』の性格を了解するならば、それ自体一つの重要な「出来事」となっているからである。

すなわち、別の機会に指摘したように⁽¹⁾、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』は、当時の中央権力にとって緊急に検討を要するテーマ・事件について、『エジプト総督内閣』と地方行政官とが取り交した文書を収集・整理したものであり、そこで扱われたテーマ・事件は、かかる性格の『文書』で問題にされたという事実そのものによって、その緊急かつ非日常的性格を示しているのである⁽²⁾。かくて、我々は、1271（1854）年という時点で、エジプト政府が1269（1852）年度『土地税』決済報告書の提出を各県知事に命じた背景は何であったのか、という問い合わせに導かれる。そして、その答えは、結論的に述べるならば、ムハンマド・アリー（在位1805—48年）の国家独占体制の崩壊直後における、『土地税』制の抜本的改革、具体的には、一元的ハラージュ税体系に代

19世紀中葉エジプトにおける税制度

わる二元的ハラージュ・ウシュル税体系の導入措置であった。そこで、以下、この点について少し解説を加えてみよう⁽³⁾。

サイードは、1270年シャッワール月20日（1854年7月16日）、エジプト総督に就任するが、その直後、まず1271年ムハッラム月7日（1854年9月30日）の勅令によって、それまで免税地であったアブアーディーヤ地（*atŷān al-ab-‘ādiya*）——本来の意味は、文字通り「土地台帳に登録されなかった」土地、つまり荒蕪地であり、その多くが開墾目的のために、免税特権とともに授与された——とジャファーリク地（*atŷān al-jafālik*）——法的には、前記アブアーディーヤ地の巨大な規模のものをこう呼んだが、実質的には王族所領を意味する。*jafālik* は *jiflik* の複数形であり、この単語は一般的には、「農場」あるいは「所領」の意味で用いられる——とに対して、次いで同年ムハッラム月18日（同年10月11日）の勅令によって、同じく免税地であったアワースィー地（*al-atŷān al-awāsi*）——オスマン帝国時代の徴税請負制度下における「徴税請負職免税地」——に対して、そこでの収穫物の10分の1^{イヘルティイザーム}（‘ushr, pl. ‘ushūr）が現物で徴収される旨公布された。当初、この新たなウシュル徴収は、当該地保有者が自己申告する作物の収穫量に基づいて、現物でなされるとされていたが、後者の勅令が公布されてわずか4日後の同年ムハッラム月22日（同年10月15日）には、ウシュルは、穀物については現物で、サトウキビ、野菜、果物については現金で徴収されるように変更された。さらに、1271年ラビーウⅡ月29日（1855年1月19日）には、思うように摃らないウシュル徴収を軌道に乗せるため、ウシュルの金納化と、その上・中・下級の三段階からなる徴収基準の設定という、その後のウシュル徴収原則となった規定を公布した。以後、ウシュルは、収穫物の10分の1^{ウシヨウ}という本来の意味から離れ、次第に地味に基づいた土地税という性格を強くしていく。かくて、19世紀後半には、それまでのハラージュ税体系——『土地税』は通常、文書のなかでは *māl*, pl. *amwāl* と呼ばれているが、ハラージュ（*kharāj*）とも呼ばれた——と並んでウシュル税体系が作

られていき、エジプトの農地は、そこに課された税目に従って、ハラージュ地 (al-ātyān al-kharājīya) とウシュル地 (al-ātyān al-‘ushūriya) とに大別されるようになる。つまり、ハラージュ・ウシュル税体系の成立である。

ところで、以上のウシュル課税措置は、直接的には、当時の慢性化する財政窮乏に対処するために取られた、新たな財源確保措置であった。つまり、当時、エジプト政府は、一般農民保有地とは区別された各種免税地を、それまでのよう^{ヘラジュー}に特権地として放置できる財政的余裕をもたなかつたのである。実際、19世紀中葉におけるエジプト政府の最大関心事の一つは、累積する『土地税』滞納 (baqāyā, sing. baqīya) であり、この事実を端的に示すのが、当時、ウシュル課税措置と並んで取られたもう一つの特別税制措置、すなわち徵税請負制度 (nizām al-‘uhad) —— ‘uhda, pl. ‘uhad は「委託」を意味するアラビア語—— の再導入とその普及であった⁽⁴⁾。

かくして、19世紀中葉には、一連の『土地税』制改革が実施されることになったのであるが、この改革は、ひとりエジプト税制度史における出来事にとどまらず、エジプト国家の農業政策上的一大変更をその背景に、そして、エジプト農村社会の一大変革をその結果にもつ、エジプト農村社会経済史における大きな出来事であった。ここで、農業政策の一大変更とは、言うまでもなく、ムハンマド・アリーによる農業国家独占政策 (nizām a-ihtikār) の放棄とそれに代わる自由主義的農業政策の採用を意味する⁽⁵⁾。

さて、ムハンマド・アリーの農業国家独占政策とは、農業部門からの収益を、作付作物の指定と収穫物の公定価格での強制買上げを通して、国家が一手に取得し、それを近代国家建設のための資金とする、という政策であったが、この政策を可能にした措置こそ、イスラム国家において伝統的にみられる土地国有観念に基づく、いわゆるイスラム的土地国有制度の実施であった。ところが、今度は、この土地国有制度の現実をみると、それは、その正当化を土地「所有権」 (haqq al-milkīya) をめぐる法律論議に基づかせてはいるものの、エジプ

ト国家の実際の意図は、かかる「所有権」の法的帰属議論とはほとんど無関係に、国家権力と直接耕作者との間に介在する重層的諸権利を整理し、登録農民固定制度と納税連帶責任制度という二つの経済外的強制によって、直接耕作者の労働力を国家の一元的支配・管理のもとに置き、そこからの余剰生産物を一手に取得することであった。

ここで、登録農民固定制度とは、農民を特定村落に固定させ、この原籍地(al-balad al-asli)からの彼の自由な移動とその保有地の自由な処分を禁止する制度を、そして、納税連帶責任制度とは、その徵税機構における対応物であった、一部村民の税滞納(baqīya, pl. baqāyā)を村落有力者の権限で他の村民に強制的に負担させる、村落単位での『土地税』納入連帶責任制度を意味する⁽⁶⁾。

かくして、19世紀中葉における、農業国家独占政策の放棄とそれに代わる自由主義的農業政策の採用、というエジプト国家の農業政策上的一大変更は、土地私有概念の導入によるイスラム的土地国有制度の修正、そして上記二つの制度の廢止へと帰着し、その結果、その後のエジプト農村社会において一大変革がもたらされることになった。というのも、この二つの制度は、第一義的には、政策的に制度化された経済外的強制以外の何物でもなかったが、同時にそれらは、当時のエジプト農村社会における村落共同体的慣行があって初めて組織され、実効ある運営がなされ得たからである。それ故、この二つの制度の廢止は、国家の政策に起因する経済外的強制からの解放のみならず、もう一つの経済外的強制、つまり地域共同体規制からの解放、あるいは地域共同体規制の弛緩をも意味したのである。

この過程を、国家の政策的観点から一言で整理するならば、イスラム的土地国有原則に基づく労働力管理による農民直接支配から、土地私有と地主制を前提とした農民間接支配への政策転換ということになるが、この政策転換に対応して実施された『土地税』制改革こそ、前述した一元的ハラージュ税体系に代

わる二元的ハラージュ・ウシュル税体系の導入措置であった。かくて、我々は、1271（1854）年という時点で、エジプト政府が1269（1852）年度『土地税』決済報告書の提出を各県知事に命じた背景は何であったのか、という先の問い合わせに対して、『土地税』制改革という制度史的次元を越えて、その後のエジプト農村社会に根本的な変革を促すに至る、より射程の広い背景を、新たな答えとして提示することができる。その答えとは、ほかならぬ、土地国有制度を支えたと先述した二つの制度の後者、つまり納稅連帶責任制度の廃止である。もっとも、この点については、少しく敷衍する必要があるだろう。というのも、これまでのエジプト農村社会経済史研究において、この事実は必ず指摘されるものの、その影響力の大きさに見合った十分な論及はなされてこなかったからである。

納稅連帶責任制度は、土地国有制度を支えた一対の制度の片方、登録農民固定制度と同じく、19世紀中葉における土地・税関係法令がそれを対象に公布されたにもかかわらず、法令その他公文書のなかで特定の名称で呼ばれたことはなく、また、一片の法令によって廃止が命じられたわけでもなかった。そのため、これまでの研究者は、すべてその存在と近代エジプト農村史研究におけるその重要性を指摘しながらも、この制度の実態の把握、とりわけその廃止について、ただサイード期において、農業国家独占体制の崩壊とともに廃止されたらしいと述べるのみで、廃止の具体的プロセスと、廃止が当時のエジプト農村社会に与えた影響を分析するのに失敗してきた⁽⁷⁾。

この点、唯一ともいえる例外は、アフマド・アルヒッタである。彼は、納稅連帶責任制度が、累積する税滞納を処理すべく試みられた、19世紀中葉エジプト政府の一連の諸施策の、いわば付隨的な、しかし当時の時代背景からして必然的な結果として廃止されたことを、はっきりと指摘している。ここで当時の時代背景とは、改めて指摘するまでもなく、ムハンマド・アリーによる農業国家独占体制の崩壊である。つまり、まず彼は、19世紀中葉エジプト政府の最大の関心事であった累積する税滞納に言及した際、当時公布された最も重要な関

係法令として、1842年12月における「耕作者および村落の余剩金についての法律」(lā'iḥat fawā'id al-muzāri'in wa al-mushā'a)を挙げ、その内容について詳細な紹介を試みる⁽⁸⁾。この法律は、過去における農民ひとりひとりの滞納税額の調査を命じて、税滞納がある場合にはそれを「滞納金」(baqīya, pl. baqā-yā)として、また、税滞納がなく、納税後余剩が残されている場合にはそれを「余剩金」(fā'id, pl. fawā'id)として、各人の納税受領証明書(wird, pl. awrād)に記載し、後者は次年の納税決済にまわすよう定めた、同年二月の閣議通達をうけて、徵稅人(ṣarrāf)に対して、過去に「余剩金」のある農民の名前とその額を記載した調査報告書の提出を命じ、あわせて、こうした余剩金の処分に関する細則を定めた法律であった。かくて、この法律によって、ムハンマド・アリー治世末期において、納税連帶責任制度のもとではとかく不明瞭になりがちな税滞納額を過去にまで遡って調査し、それを村落住民個々のレベルで改めて明確に把握すべく試みられたのであった。

そして、アフマド・アルヒッタは、かかる内容をもつ法律の紹介を踏まえたうえで、次のように述べる⁽⁹⁾。「政府は、余剩金と滞納金を廃止せんがために、1851年9月から1855年9月までの財政年度期間中に、余剩金と滞納金を決済し、余剩金については当人の納稅にまわさせ、滞納金についてはその責任者たちに割り振るように、ただし当の（滞納金支払い）責任者たち——つまり、土地保有者（筆者）——が存在しない——つまり、離村し在村していない（筆者）——場合には、土地の滞納金は当該地占有者たち（wādi'i al-yad 'alay-hā）に割り振るように、そして、各村落の土地税(al-amwāl)は、それまでの年度の滞納金が追徴されることなく、通常税(al-māl)と6分の1税(al-suds)⁽¹⁰⁾と（だけ）に基づいて査定される旨決定した。と同時に、政府は、一部の住民が納稅を滞らせているからといって、他の住民から（その分）余分に徵稅することを禁止し、かくて、余剩金と滞納金の廃止を決定した。こうして、余剩金と滞納金の問題は終りをつけ、納稅連帶責任制度(al-mas'ūliya al-mushtarika fī daf'

al-darā'ib)⁽¹¹⁾ は廃止された。そして、1855年1月、住民たちに、自らの生産物を彼らが望むように売却する自由が与えられ、また、土地税 (al-amwāl al-mīrīya) は、所定の分割査定 (aqṣāt) に従って、現金で徴収され、住民は、彼らの生産物を政府倉庫 (al-shuwan al-hukūmīya) に取める必要のないことが決定された。かくして、土地税 (māl al-ātyān) の現物納は廃止された。」

さて、以上のアフマド・アルヒッタの言説について、ここで問題とすべきは、個々の制度の廃止年代などというような個別的事実関係の確認ではなく⁽¹²⁾、いかに納稅連帶責任制度の廃止が累積する稅滞納の解消、ムハンマド・アリーの農業国家独占政策の挫折、さらには、上述の言説においては示唆されるにとどまっているが⁽¹³⁾、私的土地位所有觀念の導入による土地国有制度の修正など、当時におけるその他の土地・稅関係諸措置と深く関連し合っていたかを確認すること、換言すれば、エジプト総督の交代に關係なく——というのも、通常、納稅連帶責任制度の廃止はサイードと結びつけられているが、實際には、上述の言説で指摘されたように、この廃止過程はすでにサイード即位前のアッバースの治世（1848—54年）に開始されているからである——19世紀中葉という近代エジプト史的一大転換期に実施された一連の土地・稅政策において、エジプト政府はいかなる政策意図をもっていたのかを全体的に確認することである。そして、この政策意図とは、すでに指摘した如く、農民支配における、イスラム的土地国有原則に基づく労働力管理による直接支配から、土地私有と地主制を前提とした間接支配への移行であり、かくて、エジプト政府は、それまで未分化であった土地保有問題と徵稅問題をそれぞれ私法上、公法上の問題として區別する法規上および制度上の準備を整えたうえで、累積する稅滞納を、それまでの耕作者・國家間における公法上の問題としてではなく、耕作者間の債権・債務關係という私法上の問題として処理しようとしたが、そのための不可避の制度上の準備過程こそ、納稅連帶責任制度の廃止過程にほかならなかったのである⁽¹⁴⁾。

そして、その際、本稿のテーマとの関連からとりわけ重要なのは、エジプト政府が「1851年9月から1855年9月までの財政年度期間中に、余剩金と滞納金を決済」することを、つまりは納稅連帶責任制度の廃止を決定した、という事実である。といふのも、1269年サファル月13日（1852年11月26日）、エジプト政府は、コプト暦1569年（西暦1852年）までに累積された滞納金（baqaya）を免除する代わりに、追徵土地税額をそれまでの基本土地税額の8分の1（al-thumn）から6分の1（al-suds）へと増加させるとともに、新たな土地税徵収方法を定めた勅令を公布しているからである⁽¹⁵⁾。ところで、財政暦はコプト暦のトゥート月に開始され、それは西暦の9月にあたるから⁽¹⁶⁾、コプト暦1569年とは、正確には、コプト暦1569年トゥート月、つまり西暦1852年9月を意味し、それ故、この勅令において免除されたのは、アフマド・アルヒッタによって余剩金と滞納金を決済する初年として指摘された、財政暦1851年までに累積された滞納金ということになる。そして、ここで想起すべきは、本稿において依拠される史料がイスラム暦1269（西暦1852）年度の、換言すれば、上記勅令公布後の初年度における『土地税』決済報告書である、という事実である。つまり、政府は、これら報告書の提出を命じることによって、上記勅令実施の効果を確認するとともに、余剩金・滞納金問題の解消、すなわち、制度史的に換言するならば、納稅連帶責任制度の廃止を策したのであった。

かくて、我々は、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』において、なぜ1269年度に関する『土地税』決済報告書のみが作成・提出されているのか、という問い合わせに対する最終的解答を得られたわけであるが、この解答はおのずと、当該文書の史料的価値をも明らかにしている。つまり、当該文書は、納稅連帶責任制度の廃止と徴税請負制度の普及下——といふのも、エジプト政府が、累積する税滞納に対処するために、納稅連帶責任制度に代わってとった措置こそ、一方では、それを耕作者間の債権・債務関係という私法上の問題として処理しようとしたことであり、他方では、ムハンマド・アリーによって廃止されたは

の徵稅請負制度の復活であったからである——以後本格的に地主制が展開されるようになる、まさに近代エジプトの転換期におけるエジプト農村事情の一端を窺わせる史料なのである。

- 1 摘稿「19世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇」159—161頁。
- 2 文書 *mathfaza raqm 4[1], wathīqa raqm 69* (1271年ムハッラム月11日付) は、徵稅請負地倉庫管理人 (makhzanī) の不正を扱った訴訟文書であるが、そこには、『土地稅』決済が言及されているのみならず、その詳細な明細表までが添付されている。このように、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』では、1269年度『土地稅』決済報告書以外にも、エジプト政府がそれに関心を持つ限り、『土地稅』決済が問題となっている。従って、ここで重要なのは、1269年度について、『土地稅』決済が問題にされている、ということではなくて、1269年度についてのみ、各県ごとの組織だった県知事作成報告書という形で『土地稅』決済が問題にされている、という事実である。
- 3 以下のウシュル課税措置、ハラージュ・ウンシュル税体系の成立については、とりあえず、次の拙稿を参照のこと。「19世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエント』第23巻第1号、1980年9月、4—5頁、13—15頁。
- 4 徵稅請負制度については、とりあえず、次の拙稿を参照のこと。「エジプトにおける私的土地位の確立」『東洋文化研究所紀要』第91冊、昭和57年12月、46—52頁。
- 5 ムハンマド・アリーの農業国家独占政策に関する最良の文献は、現在に至るも、以下の著作である。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, Harvard Univ. Press, 1961.
- 6 登録農民固定制度と納稅連帶責任制度、ならびに両者の密接な結びつきに関しては、以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土地位の確立」55—70、95—96頁。
- 7 この点、近代エジプト土地制度史研究における現在の水準を示すアリー・バラカートもその例外ではない。'Alī Barakāt, *taṭawwur al-milkiya al-zirā'iya fi miṣr 1813-1914 wa athar-hu 'alā al-haraka al-siyasiya*, Cairo, 1977, p. 304.
- 8 Ahmad al-Hitta, *tārikh al-zirā'a al-miṣriyya fi 'ahd muhammad 'ali al-kabīr*, Cairo, 1950, pp. 71-72. および、拙稿「エジプトにおける私的土地位の確立」96—98頁。
- 9 Ahmad al-Hitta, *tārikh miṣr al-iqtisādī fi al-qarn al-tāsi' 'asher*, Cairo,

1953, p.337.

- 10 後述する1269年サファル月13日（1852年11月26日）付勅令を参照のこと。また、その他「土地税」徵収制度、手続きの詳細については、次節を参照のこと。
- 11 これに対して、アリー・バラカートは、納稅連帶責任制度を *al-nizām al-taḍāmūni* と呼んでいる。cf. ‘Ali Barakāt, *taṣawwur a’-niilkīya al-zirāṭīya*, p.303.
- 12 指摘するまでもないことながら、もし特定の制度を法的に廢止する勅令を確認し得るとしても、その勅令が実際に適用され、当該制度が現実に廢止されたか否かはまた別の問題である。この点、リブリンは一貫して法制史的歴史解釈に否定的であり、例えば彼女は、ムハンマド・アリー統治末期の農業国家独占政策から自由主義的農業政策への急激な転換という見解に疑問を呈し、当時における王朝一族へのシャファーリク地授与の増大を、王朝一族によるそれまでの農業利益独占の維持の試みとみている。H. Rivlin, *The Agricultural Policy*, p.64. また、彼女の社会経済史家としての立場からの、19世紀中葉における一連の土地法に関する法制史家の見解に対する批判については、以下の文献を参照のこと。拙稿「19世紀エジプト土地制度史研究——学界事情と史料紹介——」『一橋論叢』第84巻第6号、昭和55年12月、32—40頁。
- 13 先の言説における、（滞納金支払い）責任者と当該地占有者に関する叙述は、19世紀中葉において、税滞納問題と並んでエジプト政府の関心の対象であった「離村者」問題への言及であるが、この「離村者」問題への具体的対処のなかから、いわゆる「私的土地位所有権」の確立がなされたことは、すでに別の機会で詳説した通りである。拙稿「エジプトにおける私的土地位所有権の確立」70—78頁。同「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程」一橋大学地中海研究会編『地中海論集K』1984年所収、189—191頁。
- 14 従って、近代エジプトにおいて、法規範のうえで、実質的な「私的土地位所有権」を確定させたとされる1858年のサイード法には、当該税滞納問題が依然としてエジプト政府の重大関心事であったにもかかわらず、それまでの土地法とは対照的に、税滞納に関する言及は一切みられない。拙稿「エジプトにおける私的土地位所有権の確立」100—101頁。
- 15 J. Hunain, *al-ātyān wa al-darāib fi al-qutr al-miṣrī*, Cairo, 1904, p.212.
Al-Ḥukūma al-Miṣrīya, *al-qawānīn al-aqāriyya fi al-diyyar al-miṣriyya*, 1st ed., Cairo, 1893, *fihrīst*, p.11.
- 16 財政暦については、次節を参照のこと。

2. 19世紀中葉エジプトにおける『土地税』制度

前節で指摘した、1269年サファル月13日（1852年11月26日）の勅令には、新しい『土地税』徴収方法規定がみられるようである。しかし、残念ながら、現在の筆者はその原文を目にし得ず、それ故、徴税手続きにまつわる、法規則と現実の手続きとの比較を行うことはできない。以下は、1269年度『土地税』決済明細表にみられる『土地税』徴収手続きを整理したものである。

1269（1852）年度は、いまだウシュル課税措置がとられる以前である。そのため、この年度の『土地税』決済の対象となったのは、アブアーディーヤ地、ジャファーリク地、アワースィー地など、免税措置を講じられた特権地を除く、『土地税』の課税対象となった一般農民保有地——ウシュル課税措置後、ウシュル課税地、つまりウシュル地と区別するために、「土地税」にちなんでハラージュ課税地、つまりハラージュ地と呼ばれるようになる——である。この一般農民保有地と免税措置を講じられた特権地とは、全く異なる土地範疇として、後者が国務省（al-dīwān al-‘alī, diwān al-khidiw）に所属した国庫（bayt al-māl）の管理下に置かれたのに対し、後者は、同じく国務省に所属するが年金の支給を主たる業務としたルーズナーメ局（al-rūznāmeh）の管理下に置かれ、授与に際して発行された土地文書（taqṣīt, pl. taqāṣīt）に基づいて、特別な土地登録台帳（sijillāt taqāṣīt al-rizaq）に登録された⁽¹⁾。とりわけ、後者のうち、ジャファーリク地と呼ばれた土地範疇は、法的には、土地台帳に登録されなかった（mustab‘ada min misāḥat fakk al-zimām）土地、つまりアブアーディーヤ地として一括扱われたが、現実には、その被授与者が王朝一族に限定されていたこと、また、授与地が主に、離村者が放置したため国家に回収された一般農民保有地などの耕作地からなっていたことの二点から、他のアブアーディーヤ地と区別し得る土地範疇であった⁽²⁾。つまり、ジャファーリク地とは、実質

19世紀中葉エジプトにおける税制度

的には王族所領のことであり、実際、それは、王朝一族に委託された徵稅請負地とともに、「王室ジャファーリク・ウフダ総序」(diwān ‘umūm al-jafālik wa al-‘uhad al-saniya) の管理下に置かれた⁽³⁾。

さて、ミニヤ・ベニー・マザール県、メヌフィーヤ県、シャルキーヤ県、以上三県の『土地税』決済明細表によれば、『土地税』徵収の対象となった村落(nāhiya, pl. nawāḥī)・所領(‘uhda, pl. ‘uhad)——‘uhda, pl. ‘uhadは、徵稅請負契約行為・制度とともに、その対象となった「土地」「村落」をも意味する。以下、後者を意味する言葉として「委託村落」「所領」という二つの単語が使われるが、両者は厳密な定義に基づいて使い分けられているわけではない——は、以下の四つの範疇に分類されていた。

①「直接管理村落」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県とシャルキーヤ県の明細表において「郡の村落」(nawāḥī al-aqsām), メヌフィーヤ県の明細表において「県の村落」(nawāḥī al-mudīriya)と表現されている村落であり、具体的には、財務省—県庁—郡庁—村落という通常の行政機構にそって、課税、徵稅などの財政業務がなされた村落を意味する。

②「県庁管轄村落有力者委託村落」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県とシャルキーヤ県の明細表において「村落有力者委託(村落)」(‘uhad ma-shāykh-hum, nawāḥī ‘uhad mashāykh-hum), メヌフィーヤ県の明細表において「県の特別(委託)村落」(nawāḥī al-mudīriya khāṣṣa)と表現されている村落であり、具体的にな、県庁の権限で、村長(‘umda, pl. ‘umad), 村長老(shaykh, pl. mashāykh)からなる村落有力者に委託された徵稅請負村落を意味する。

③「県庁管轄ザワート委託村落」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県とメヌフィーヤ県の明細表において「県の委託(村落)」(‘uhad al-mudīriya, nawāḥī ‘uhad bi-l-mudīriya), シャルキーヤ県の明細表において「県によって設定されたザワート委託村落」(nawāḥī ‘uhad al-dhawāt al-marbūṭa bi-l-

mudīriya) と表現されている村落であり、具体的には、県庁の権限で、トルコ系・チュルケス系支配階層（ザワート）——ザワート（dhawāt）の本来の意味は「持てる者」である——に委託された徵稅請負村落を意味する。

④「財務省管轄ザワート所領」。これは、ミニヤ・ベニー・マザール県の明細表において「財務省の所領」（‘uhad al-māliya）、メヌフィーヤ県とシャルキーヤ県の明細表において「財務省によって徵稅業務がなされる（ザワート）所領」（‘uhad marbūṭa taqṣīt-hum bi-l-māliya, ‘uhad al-dhawāt al-marbūṭa taqṣīt-hum bi-l-māliya）と表現されている所領であり、具体的には、財務省の権限で設定され、その管理下に置かれていた、トルコ系・チュルケス系支配階層（ザワート）委託所領を意味する。

ところで、①と②は、前者が通常の官僚機構に則って財政業務がなされた村落、後者がそこでの財政業務が徵稅請負人（mūta‘ahhid, pl. mūta‘ahhidān）に一括委託された村落、という違いはあるものの、納稅の実質的責任者は村落有力者であった、という点では共通している。そこで、以上四つの「村落・所領」をさらに類別すると、管轄官序を基準にして、県庁管轄村落の①、②、③と、財務省管轄所領の④とに、徵稅方法を基準にして、行政役人によって徵稅される直接管理村落の①と、請負人によって徵稅される委託村落・所領の②、③、④とに、そして、納稅責任者を基準にして、納稅が村落有力者によって担われる①、②と、納稅がトルコ系・チュルケス系支配階層（ザワート）によって担われる③、④とに分けることができる。

このうち、それが意図をもって政策的になされたのか否かはともかく、「土地税」決済明細表において際立った区分として現われているのは、まず第一の管轄官序を基準にした類別——例えは、シャルキーヤ県明細表では、財務省管轄所領の『土地税』決済は、別会計の如く、他の三つの「村落・所領」範疇とは区別されてなされている——であるが、それと並んで、第三の納稅責任者を基準にした類別も顕著である。そして、それは、以下の二点において端的に示

されている。第一は、当時、①の「直接管理村落」のうち、多額の税滞納がみられた村落は、県庁の権限で徵稅請負に出され、②、③の「^{ウフダ}県庁管轄委託村落」の範疇に入れられたが、そのうち、「(県庁の直接管理から)はずされた委託村落」(al-'uhad al-mafkūka)と特記されて、「直接管理村落」からの分離を強調された徵稅請負村落——以後、この種の「委託村落」を分離「委託村落」と呼ぼう——は、ミニヤ・ベニー・マザール県明細表にみられるように、③の「^{ウフダ}県庁管轄ザワート委託村落」に分類された、という点である。そして、第二は、なかには、シャルキーヤ県明細表にみられるように、ジャファーリク地が④の「財務省管轄ザワート所領」と別個に分類・記載されている場合もあるが、現実には、ブヘイラ県明細表にみられるように、この両者は同一範疇の「村落・所領」として扱われたと思われる、という点である⁽⁴⁾。もっとも、なぜかかる扱いがなされたのかの理由ははっきりしない。というのも、すでに指摘したように、ほとんど免税王族所領と同義であるジャファーリク地は、王族が經營した徵稅請負地とともに、「王室ジャファーリク・ウフダ総序」の特別管理下に置かれていたはずだからである⁽⁵⁾。

それはともかく、以上から明らかなのは、少なくとも当時の徵稅当局にとって、第二類別にみられる如く、関係村落が「直接管理村落」であるか「委託村落」であるかの違いよりも、第一類別にみられる如く、その管轄機關が「県庁」であるか「財務省」であるかの違いとともに、その納稅責任者が「村落有力者」であるか「ザワート」であるかの違いの方が重要であった、ということである。かくて、我々は、この「村落・所領」分類のなかに、当時におけるエジプトの身分社会的性格をはっきりと読みとることができる⁽⁶⁾。

それでは、これら徵稅対象「村落・所領」から、『土地税』としてどのような税目が徵収されていたのであろうか。この点に関してまず指摘すべきは、徵稅当局が、納稅者の個人勘定——それは、納稅受領証明書(wird, pl. awrād)において決済された——とは別に、これら個々の「村落・所領」をいわば一つ

の経営体とみなし、その納税状況を、「資産」(aşl, pl. uşul) と「残高」(khaşm, pl. khuşūm) とを表示する貸借対照表のスタイルで捕捉しようとしていることである。その際、「資産」とは、徵稅當局が当該村落・所領から徵収する權利をもつ予定徵稅額を、「残高」とは、それから實際に徵収した(tanzil) 金額を差し引いた余剩分——従って、この村落勘定での「残高」(khaşm) という言葉と、個々の農民の個人勘定での「余剩金」(fa'íd) という言葉の使い分けは、ちょうど、後にみる「繰り越し金」(muta'akhkhar) と「滯納金」(baqīya) の使い分けと同じであると考えられる——を意味する。かくして、前年度における「滯納金」は今年度徵収すべき「繰り越し金」(muta'akhkhar, pl. muta'akhkharāt) として当然のこと、前年度における個々の納税者の個人勘定での「余剩金」(fawā'id) もまた、今年度の納税に回され、国家にとって徵稅対象たるべき金額として、「資産」の項目に含まれることになる。

なお、「資産」の項目には、上記「繰り越し金」という単語のほか、それと字義的には同じである「滯納金」(baqīya, pl. baqāyā) という単語がみられるが、前者は前年度、つまり1268年度の未納金を、後者は1268年度以前の、それも「委託村落」での未納金を意味している。なぜかかる単語の使い分けがなされたかについては、前節で詳説した、増稅を条件に、コプト曆1569年（西暦1852年）までに累積された滯納金(baqāyā)を免除する旨の1269年サファル月13日（1852年11月26日）付勅令を想起する必要があろう。すなわち、「直接管理村落」の場合には、この勅令の適用によって、1269年度の納税未納金は、前年度、つまり1268年度の「繰り越し金」だけとなつたが、「委託村落」の場合には、徵稅請負人(muta'ahhid, muta'ahhidān)がそこでの納税を、その責任において、通常の徵稅業務とは一應別個に請負った以上、そこで1269年度未納金とは、上記勅令公布以後においても、徵稅請負設定時まで遡る累積「滯納金」を意味したため、1268年度の「繰り越し金」とそれ以前の「滯納金」と

を区別する必要上、前記二つの単語を使い分けたものと思われる⁽⁷⁾。

かくて、『土地税』決済明細表は以上の如き骨格からなっていたが、次に、そこにおいて、徵稅当局が徵収する権利をもつ「資産」として挙げている項目を整理するならば——もっとも、『土地税』決済明細表は、県ごとにその書式を異にし、そこに盛られている情報の量、質には大きなばらつきがあるため、必ずしもすべての項目においてすっきりとした整理が可能なわけではない——以下の通りである。まず、

〔I〕「繰り越し金」(muta'akhkhar, pl. muta'akhkharāt)。これは、すでに解説したように、前年度からの「繰り越し金」として、新年度の予定徵稅額に加えられた前年度未納金である。次いで、

〔II〕「新規徵収額」(irād, pl. irādāt)。これは、irād という単語が文字通りには「収入」を意味することが示すように、新年度に徵収されるべき額として査定された新規予定課稅額である。そして、これはさらに、以下の二つの項目に大別される。

(1)「通常課稅」(taqṣīt)。これは狭義の『土地税』を意味し、次の二つからなる。

④「基本税」(māl, pl. amwāl)。これは、地味に基づく、所定の税率に従って査定された基本『土地税』である。

⑤「6分の1税」(al-suds)。これは、前記1269年サファル月13日付勅令に基づく増稅措置によって、それまでの「8分の1税」(al-thumn) に代わって設けられた新税である⁽⁸⁾。

(2)「追加税」(idāfa, pl. idāfāt)。この項目には、実にさまざまな税目が含まれている。それをあえて大別すれば、第一に、県の違いを越えて、毎年徵収される、それ故、(1)の「通常課稅」に含まれる税目として記載されることにもなる諸税と、第二に、県ごとに、あるいは年ごとに、その額が異なり変化する、文字通りの臨時「追加税」とに分けることができる。そこで、まず第一の範疇

に含まれる税目を列挙するならば、以下の通りである。

ⓐ 「職業税」 (*wirkū arbāb al-ṣanā'i*)。これは、財・商品の取引に従事する——そこには、狭義の職人のみならず、商人も含まれる——職業集団に課せられた税である⁽⁹⁾。

ⓑ 「搾油・テヒーナ工場税」 (*ribḥ miṣara wa siraj*)。これは、どのような形態で課せられたのか不明であるが、ともかく、ゴマを搾油する工場に対する税である。テヒーナ (*siraj*) とは、ゴマ油が搾られる前段階のペースト状の日常ゴマ食品⁽¹⁰⁾。

ⓒ 「織機税」 (*arbāh anwāl*)。台数に応じて課税された。

ⓓ 「市場税」 (*māl ḥaml aswāq*)。これは、財・商品の流通・取引に対して課せられる「通行・市場税」である⁽¹¹⁾。

ⓔ 「フィルダ税」 (*māl firda*)。これは、その実態が必ずしも明らかではない、一種の所得税である⁽¹²⁾。

ⓕ 「ヤシの木税」 (*wirkū nakhil balah*)。本数に応じて課税された。

なお、これらの税目に準ずる課徵金として、次の二つがある。

ⓖ 「家畜飼育費」 (*taqāwī birsim luzzūm ray' mawāshī al-mīrī*)。これは、文字通りには、国家所有の家畜を飼育するために供出する課徵金を意味するが、県によっては、「灌漑施設維持費」、「義捐金」 (*i'āna, pl. i'ānāt*)——その内訳の詳細は不明——などとともに一括記載されているところから、おそらく、「家畜飼育」に名を貸りた「追加税」であろう。

ⓗ 「徵稅人経費」 (*hidmat al-ṣayārif al-nawāḥī*)。これは、村落において徵稅業務にあたる徵稅人 (*sarrāf, pl. ḷayārif*) のための経費と称して徵收された課徵金である⁽¹³⁾。

次いで、第二の範疇、つまり臨時「追加税」に含まれる税、あるいは課徵金については、それが県ごと、年ごと、さらには「村落・所領」範疇ごとに大きく異なるところから、一般化して紹介するのは難しいが、これを整理して羅列

するならば、以下のようなになる。

①「強制割り振り」(dhimma, pl. dhimamāt)。これには、同じ範疇の「村落・所領」における税滞納を強制的に割り振られた場合と、他の範疇の「村落・所領」、とりわけ有力ザワート所領における税滞納を強制的に肩替りさせられた場合があったようである⁽¹⁴⁾。

②「滞納金」(baqīya, pl. baqāyā)。これは、前述したように、1268年度以前の、それも「委託村落」での未納金を意味していたと考えられる。

③「県の特殊事情による追加税」。これは、例えば、遊牧民が多数生活している県における遊牧民(牧草地?)税(mu'tād al-'urbān)とか、王族所領が多く存在する県における王族所領村落「職業税」(wirkū nawāḥī al-jafālik)とかの、県独特の理由から課せられた税・課徴金である。

④「年の特殊事情による追加税」。これは、例えば、当時、耕地がナイルの氾濫によって浸食されても、ナイルの低水位によって干上がっても、さらには何らかの理由で荒廃しても、課税は登録された村落所属地面積に応じてなされたところから⁽¹⁵⁾、次年度に回されたこれら一時的未耕地における未納金とか、旧徵稅請負人の死去によって「直接管理村落」へ編入されたアワースィー地(atyān al-awāṣī)に対する新規課税とか⁽¹⁶⁾、その年の特殊事情によって特別に賦課された税・課徴金である。

⑤「その他特殊事情による追加税」。この種の臨時賦課税として、例えば、アブアーディーヤ地(atyān al-ab'ādiya)が入札・売却されることになったが⁽¹⁷⁾、当該地が落札者の手に渡るまでの競売期間、納税責任者が不在となるところから、強制的に肩替りの対象となった、その期間における当該地への課税額とか、当時、後述するように、「土地税」決済は現金、現物のみならず、手形(hawāla, pl. hawālāt)でもってもなされたが⁽¹⁸⁾、この手形の価値は年ごとに変動したところから、手形差損の強制的賦課など、種々雑多であった。

そして、最後に挙げるべきは、

〔Ⅲ〕「余剰金」(fā'iq, pl. fawā'iq)。これは、すでに指摘したように、納税者の個人勘定における「余剰金」であるが、次年度の納税に回されるべき金額として、『土地税』決済明細表において、徵税当局が徵収する権利をもつ「資産」の一項目に含められた。

さて、以上が1269年度において徵収されるべく課せられた『土地税』およびその他諸税であるが、これらはいかなる手続きをへて徵収されたのであろうか。以下、この点について、『土地税』決済明細表から知ることができるところを整理してみよう。

まず、暦についてであるが、ナイルの水に全面的に依存し、自然灌漑での小麦を中心とした冬作物の栽培によって、その農業立国を謳われたエジプトが、古来、農事を太陽暦たるコプト暦に基づかせていましたことは周知の事実である⁽¹⁹⁾。この点、19世紀中葉のエジプトも例外ではなかった。かくて、旧年度の徵稅決済と新年度の課稅手続きは、農事暦における第一月、つまり、ナイルが増水し、灌漑溝が開かれ、耕地に水が引き入れられるトゥート(tūtī)月（西暦8月29日—9月27日）になされることになる。

新年度の課稅手続きは、「村落・所領」範疇ごとになされた。その際、課稅額が一度に徵収されるならば、農民は過重な負担を余儀なくされるであろうとの配慮から、課稅額はあらかじめ一年12ヶ月、年間を通して徵収されるべく、12に分割(taqṣīt)された。ここに、新規課稅手続きは taqṣīt と呼ばれることになったが、その際指摘すべきは、エジプト国家の財政暦が、農事暦とは無関係に、太陰暦たるイスラム暦に基づいていたために、上記分割課稅手続きもまた、イスラム月ごとになされた、ということである。

従って、この手続きには、毎年細かな日付調整を必要としたであろうが⁽²⁰⁾、この点はさておき、より重要な問題は、かかる手続きにおける分割課稅基準である。後代の課稅手続き規定に従えば、分割課稅に際して最も参考にされたの

は作付ローテーションであり、そのため、分割課税方式は県ごとに異なっていた。事情は、きっと、19世紀中葉においても同じであったであろう、と推測できる。しかし、残念ながら、現在の私は、それを史料のうえで確認するすべを持たない。

ともかく、かくて新年度の課税手続きが終了した後、国家の次なる関心は、徵稅業務である。その直接担当者は、先に「村落・所領」範疇を論じた際、すでに指摘したように、①「直接管理村落」においては県庁、②、③、④の「委託村落・所領」においては、^{マシヤーライフ}村落有力者やトルコ系・^{ザワート}チャルケス系支配階層からなる徵稅請負人である。もっとも、これら「村落・所領」範疇の違いを越えて、徵稅手続きの実際業務を行ったのは、^{カムダ}村長、^{シヤイフ}村長老を中心とした村落有力者層であったであろうし、農民から直接、税を取り立てたのは、^{サツラーフ}村落徵稅人であったであろう。

ただし、王族所領たるジャファーリク地、そして、おそらく④「財務省管轄ザワート所領」に含まれる一部大所領においては、その他の「村落・所領」とは多少とも異なる經營が展開されていたに違いない。というのも、そこでは、はっきりと、所領管理人としての差配 (khawli) と倉庫管理人 (makhzanji) の存在を確認することができる⁽²¹⁾。

さて、徵稅業務に関して、最後に指摘すべきは、19世紀中葉エジプトにおける税の支払い手段についてである。つまり、当時、課税・徵稅業務はすべて貨幣表示でなされたが、実際の税支払い手段といえば、現金 (naqdiya)、現物 (azrāq), 手形 (ḥawalāt) の三者が同時に使用されており、商品経済の浸透が指摘されている割には、税の金納化が遅れている、ということである⁽²²⁾。

以上、徵稅手続きの概略を跡づけたが、かかる手続きをへて徵収された税額は、すでに述べたように、「村落・所領」範疇ごとに集計され、当該年度において国家が徵収する権利をもつ「資産」、つまり予定徵稅額から差し引かれ (tanzil) た。そして、余剰が計上された場合には、それは「残高」 (khaṣm)

として記載され、次年度の納税に回された。また、滞納が計上された場合には、それは「繰り越し金」(mūta'akhkhar)として記載され、次年度に負担が繰り越された。つまり、『土地税』決済明細表の作成である。

- 1 抽稿「19世紀後半のエジプト土地・税制度」3頁。
- 2 抽稿「19世紀前半のエジプト土地・税制度」一橋大学地中海研究会編『地中海域における集落形成の諸問題』1930年所収、69、71-72頁。
- 3 「王室ジャファーリク・ウフダ総序」(diwān ‘umūm al-jafālik wa al-‘uhad al-saniya)については、とりあえず以下の文献を参照のこと。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ‘Alī*, pp.65, 67-68. J. Deny, *Sommaire des archives turques du Caire*, Le Caire, 1930, p.130.
- 4 ブヘイラ県『土地税』決済報告書の主文（アラビア語）には、添付する明細表として、以下の三点が指摘されている。ただし、実際に筆者が発見し得たのは、そのうち①と③の明細表である。①1269年トゥート月におけるブヘイラ県『土地税』(amwāl al-mudīriya)「資産」(uṣāl), 「残高」(khuṣūm), 「滞納金」(baqī), そして「余剩金」(fā'iḍ). ②外国人(khwājāt)所領の記載を含む、1269年トゥート月までにおける県管轄徴税請負人(muta'ahhidīn bi-l-mudīriya)からの要求明細。③村落別分離「委託村落」・ジャファーリク地(al-‘uhad al-mafkūka wa al-jafālik)追加税(idāfāt)明細。
- 5 「王室ジャファーリク・ウフダ総序」管理下に置かれた徴税請負地と、その他一般徴税請負地とではいかに取り扱われ方が異なっていたかについては、とりあえず以下の文献を参照のこと。‘Alī Barakāt, *taṭawwur al-milkiya al-zirā‘iya*, p.103.
- 6 「ザワート」所領がいかに数多くの法律上あるいは事実上の特典を得ていたかについては、とりあえず以下の文献を参照のこと。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ‘Alī*, pp.65-68.
- 7 前節で指摘したように、ムハンマド・アリー統治下における納税連帯責任制度にあっては、農民の納税状況を示す納税受領証明書(wird, pl. awrād)には、必ずその年における「滞納金」(baqāya)あるいは「余剩金」(fā'iḍ)が記載された。この点を考えると、「滞納金」「余剩金」という言葉は個人納税勘定に対して、一方、字義的には同じながら、「繰り越し金」(mūta'akhkharāt), 「残高」(khuṣūm)という言葉は村落納税勘定に対して使われているといえる。
- 8 J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā‘ib*, pp.312-13. ‘Alī Barakāt, *taṭawwur al-*

milkīya al-sirā'iya, p.301.

- 9 「職業税」 (wirkū) については、別の機会に詳しく論じてみたいが、ここではとりあえず、以下の文献を参照のこと。G. Baer, *Egyptian Guilds in Modern Times*, Jerusalem, 1964, pp.86–89, 92, 145.
- 10 本稿の対象である「土地税」改革直後（1860年前後）に実施された「不動産賃貸借税」改革において、「搾油場」 (maṭāṣir), 「テヒーナ工場」 (siyārij) は、全県において重要な課税対象となっている。拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その1. 不動産賃貸借税——」86—97頁。
- 11 「通行・市場税」 (hamla) についても、1275年ムハッラム月14日（1858年8月24日）付の「通行・市場税」新規則公布によって、改革がなされた。この税改革については、以下の文献を参照のこと。拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度——その2. 通行・市場税——」。
- 12 「フィルダ税」 (firda) は、1846年に公布された第一土地法、第5条で明記されているように、一種の所得税であったと考えられるが、その実態はこれまで明らかにされていない。クロ・ベイによれば、この税は、都市では個人単位で、そして農村では家単位で課せられたという。A. B. Clot-Bey, *Aperçu général sur l'Égypte*, Vol.2, Bruxelles, 1840, pp.156–157, また、第一土地法の翻訳は、以下の文献にみられる。拙稿「エジプトにおける私的土地位所有権の確立」127–133頁。
- 13 1880年2月15日および3月10日の財務省令によって、それまで別個に徵収されていた「徴税人経費」 (ḥidmat al-ṣayārif) は、「納稅受領証明書代」 (thaman al-awrād) などとともに、基本『土地』税のなかに含められることになった。拙稿「19世紀後半のエジプト土地・税制度」18頁。
- 14 エジプト政府は、「納稅連帯責任制度」を廃止した後においても、累積し、支払い不能となった村落の税滞納を、周辺村落住民に強制的に割り振る (tawzī') 措置をとっている。Amin Sāmī, *taqwīm al-nil, ‘aṣr ‘abbās ḥilmī bāshā al-awrād wa muḥammad sād bāshā*, Cairo, 1936, p.311.
- 15 H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ‘Aṭl*, p.128–129. 「ナイルの低水位によって干上がった耕地」 (sharāqī) に対する課税措置についての詳しい解説は、以下の文献にみられる。J. Hunain, *al-ātyān wa al-darāib*, pp.368–385. この種の土地が法律によって「免税」と最終的に確認されたのは、1902年である。
- 16 前節においてすでに指摘したように、アワースィー地 (al-ātyān al-awāṣī) とは、オスマン帝国時代の徴税請負制度下における「徴税請負職免税地」。ムハンマド・アリーは、上エジプト地方に存在していたこの種の土地については、旧徴税請負人

が彼の命令に服さず反抗したために、そのすべてを没収したが、命令に服した下エジプト地方とギーザ県の旧徵稅請負人に対しては、一代限りで、彼らがそれを免稅地のまま保有し続けることを許した。従って、法的には、旧徵稅請負人が死亡した時点で、アワースィー地は国家に返還されることになっていた。拙稿「19世紀前半のエジプト土地・税制度」76-78頁。

- 17 拙稿「エジプトにおける私的土地位所有権の確立」40頁。
- 18 当時、流通貨幣絶対量の不足のため、この種の手形 (*ḥawālat*) は、貨幣の代替物として広範に流通していた。例えば、以下の文献で翻訳されている勅令の内容を参照のこと。拙稿「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程」205頁。
- 19 中世エジプトにおける農事暦については、以下の文献を参照のこと。佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会——イクター制の研究——』山川出版社、1986年、302-305頁。
- 20 1880年以降、この分割課稅 (*taqṣīt*) 手続きは、太陽暦のグレゴリウス暦によつてなされるようになったところから、こうした煩雑な日付調整は不要となった。この時代の当該テーマについては、次の文献が詳しい。J. Hunain, *al-ātyān wa al-darā'ib*, pp. 546-551.
- 21 註(4)で指摘したように、ブヘイラ県『土地税』決済報告書に添付されている三点の明細表の一つは、村落別分離「^{クフダ}委託村落」・ジャファーリク地追加税明細表であるが、そのジャファーリク地に関する項目では、追加税が負担者別に整理・記載されており、それによると、倉庫管理人 (*makhzanī*)、差配 (*khawlī*)、村落住民 (*ahālī*) の負担額はそれぞれ54,264キュルシュ21フィッダ、6,597キュルシュ15フィッダ、27,880キュルシュ10フィッダであった。ただし、小計においては、差配の負担額は村落住民の負担額として計上されている。なお、1キュルシュ=40フィッダ。
また、「はじめに」の註(4)で指摘したように、文書 *maḥfaza raqm 4[2], wa-thiqa raqm 478* は、シャルキーヤ県の一地域——*al-tahāwīya* と呼ばれている。*al-tahāwī* という単語は、馬の飼育で有名な遊牧部族の名称であり、この *al-tahāwīya* とは、彼らの居住区を中心とした行政区である可能性が強いが、はっきりしたことは分からぬ——に関する1269年度『土地税』決済明細表であるが、そこでは多額な未納金が計上されており、そのほとんどがジャファーリク地についてものである。そして、その未納金の内訳が、貨幣計算によってではなく、倉庫 (*shūna*) へ運搬されるべき穀物ごとに、現物計算によってなされている。この点、当時のジャファーリク地経営の一端——つまり、そこで問題となっているのは、「土地税」

というよりは、農民から徴収される現物「地代」なのである——を示すものとして、当該文書は興味深い内容を含んでいるが、ともかく、この事実は、かつてムハンマド・アリーによる農業国家独占政策のもとにあっては、農民の生産物は「国営倉庫」(shūna, pl. shuwān)へ納入すべく義務づけられていたのであるが、いまや、少なくとも一部のジャファーリク地にあっては、このかつての「国営倉庫」は、王族たちの「私的倉庫」となるに至った、ということを示している。

なお、第一節註(2)で指摘した文書 *makhfaṣa raqm 4[1], wathīqa raqm 69* は、こうしたジャファーリク地に類する所領の倉庫管理人(makhzanī)による不正を扱った訴訟文書であるが、この種の訴訟は、この他にも、当時における『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』に散見される。

ともかく、19世紀における「ザワート」所領に関しては、多くの研究者が言及するが、いまだまとまった実証的事例研究は存在しない。そこで、この点について、とりあえずは以下の文献を参照のこと。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali*, pp. 68–71.

22 手形(hawālāt)については、註08を参照のこと。ところで、この註のなかで示唆されているように、かかる税の金納化の遅れは、まず何よりも、当時における流通貨幣絶対量の不足によるものであり、これを短絡的に貨幣経済の未熟として解釈してはならないだろう。

3. 『土地税』徴収事情からみた19世紀中葉エジプト農村社会

1269年度『土地税』決済明細表は、まとまった形としてではないものの、19世紀中葉エジプト農村社会に関する少なからぬ情報を与えてくれる。以下、本節において、かかる情報、とりわけ各種『土地税』関係集計値に基づいて、当時のエジプト農村社会に関する幾つかの特徴を抽出してみよう。叙述は、史料に盛られている情報ごとに、それらを解説するというスタイルで進めたい。

(1) 「村落・所領」範疇比率

史料には、課税・徵稅額だけが記載され、対象となった耕地の面積は、例外

的にしか表示されていない⁽¹⁾。そこで、我々が知り得るのは、課税・徵稅額の「村落・所領」範疇比率であるが、もし耕地の平均地味は範疇の違いに關係なくほぼ一定であると仮定するならば⁽²⁾、その結果は、耕地面積の「村落・所領」範疇比率を推定する一材料ともなり得る。もっとも、前節で指摘したような、「ザワート所領」^{カワグ}、とりわけ王族所領たるジャファーリク地が當時享受していた恩恵的諸特典を考えるならば、たとえ上記前提が正しいとしても、当該結果から耕地面積の「村落・所領」範疇比率を推定することには、慎重であらねばならないだろう。

それはともかく、史料から課税額の「村落・所領」範疇比率を知り得るのは、シャルキーヤ県とミニヤ・ベニー・マザール県の二県についてのみであるところから、その結果を示せば、それぞれ以下の通りである。

シャルキーヤ県。①「直接管理村落」45.7%，②「県庁管轄村落有力者委託村落」30.3%，③「県庁管轄ザワート委託村落」^{カワグ}11.9%，④「財務省管轄ザワート所領」^{カワグ}（ジャファーリク地を含む）12.1%。

ミニヤ・ベニー・マザール県。①「直接管理村落」63.2%，②「県庁管轄村落有力者委託村落」^{カワグ}5.6%，③「県庁管轄ザワート委託村落」^{カワグ}25.8%，④「財務省管轄ザワート所領」^{カワグ}5.4%。

つまり、管轄官序を基準にした、「県庁管轄村落①②③」対「財務省管轄所領④」の比率は、シャルキーヤ県の場合、87.9%対12.1%，ミニヤ・ベニー・マザール県の場合、94.6%対5.4%。徵稅方法を基準にした、行政役人によって徵稅される「直接管理村落①」対、請負人によって徵稅される「委託村落・所領②③④」の比率は、シャルキーヤ県の場合、45.7%対54.3%，ミニヤ・ベニー・マザール県の場合、63.2%対36.8%。そして、納稅責任者を基準にした、納稅が村落有力者によって担われる「村落・所領①②」対、納稅がザワートによって担われる「村落・所領③④」の比率は、シャルキーヤ県の場合、76.0%対24.0%，ミニヤ・ベニー・マザール県の場合、68.8%対31.2%である。

我々は、以上の結果から多くのことを読み取ることができるであろう。しかし、ここでは、以下の二つの興味ある傾向を指摘するだけにとどめる。一つは、^{マシヤーイフ ウツグ}②「県庁管轄村落有力者委託村落」と^{ウツグ}③「県庁管轄ザワート委託村落」の数値から引き出すことができる傾向であり、村落が徵稅請負に出される場合、シャルキーヤ県については村落有力者が、ミニヤ・ベニー・マザール県についてはザワートが、その主たる請負人となっていた、ということである。もう一つは、管轄官庁を基準にした、「県庁管轄村落①②③」対「財務省管轄所領④」の比率から明らかな傾向であり、ミニヤ・ベニー・マザール県と比較して、シャルキーヤ県には、王族所領であるジャファーリク地を含む^{ウツグ}④「財務省管轄ザワート所領」が広範にみられた、ということである⁽³⁾。

(2) 納税率

各県の『土地税』決済明細表に記載されている「資産」(aşl, pl. uşul), 「残高」(khaṣm, pl. khuṣūm), 「余剩」(fa'iq, pl. fawā'iq), 「滞納」(baqiya, pl. baqāyā)などの絶対額を示す数値群は、それ自体で貴重な分析対象ではある。しかし、これら数値群の絶対値の参照については、「付録（I）『土地税』決済明細表抄訳」に譲り、ここでは、これら数値群の相関比率にみられる幾つかの傾向を指摘するにとどめよう。

史料から課稅総額、徵稅総額の双方を知り得るメスフィーヤ県、ダカフリーヤ県、ブヘイラ県、ミニヤ・ベニー・マザール県、ケナ・エスナ県の五県について、1269年度『土地税』の納税率を計算すると、それぞれ以下のようになる。メスフィーヤ県(105.6%), ダカフリーヤ県(101.6%), ブヘイラ県(83.3%), ミニヤ・ベニー・マザール県(83.7%), ケナ・エスナ県(97.5%)。

つまり、下エジプト地方におけるデルタ「中枢」県であるメスフィーヤ県とダカフリーヤ県においては「余剩」が計上されているのに対して、同じ下エジプト地方でもデルタ「周辺」県であるブヘイラ県、そして上エジプト地方のミ

ニヤ・ベニー・マザール県とケナ・エナス県においては、「滯納」が計上されているのである。

この事実だけで、その示唆するところ誠に大きいが、さらにこの点を、下、上エジプト地方ごとに、そして「村落・所領」範疇を考慮しつつ、より細かく分析してみよう。

下エジプト地方に関して、「村落・所領」範疇別納税率についての情報を与えてくれる県は一つもない。しかし、幾つかの県の『土地税』決済明細表には、間接的にではあるが、この種の情報が含まれている。その一つは、メヌフィーヤ県、ブヘイラ県における「余剰」あるいは「滯納」の内訳である。

メヌフィーヤ県においては、県全体として「余剰」が計上されたが、すべての「村落・所領」範疇において「余剰」があったわけではなかった。「余剰」があったのは、②「県庁管轄村落有力者委託村落」と③「県庁管轄ザワート委託村落」であり、そのうち、②が全「余剰」の99.7%を占めた。これに対して、①「直接管理村落」と④「財務省管轄ザワート所領」では「滯納」があり、そのうち、①が全「滯納」の91.4%を占めた⁽⁴⁾。

他方、ブヘイラ県においては、「滯納」が計上されたが、確定「滯納」——つまり、決済手続きの完了した「滯納」額——のうち、34.9%が「委託村落・所領」での「滯納」であり、残りの65.1%が①「直接管理村落」での「滯納」であった。さらに前者の内訳は、②「県庁管轄村落有力者委託村落」(全確定「滯納」の21.6%)、分離「委託村落」、つまり③「県庁管轄ザワート委託村落」(同13.3%)、そして④「財務省管轄ザワート所領」(同微少)である。

次いで、上エジプト地方に関しては、ミニヤ・ベニー・マザール県について「村落・所領」範疇別納税率を計算、参照することできるが、その結果は以下の通りである。①「直接管理村落」82.4%，②「県庁管轄村落有力者委託村落」99.2%，③「県庁管轄ザワート委託村落」80.1%，ただし、1269年度新設分離「委託村落」76.8%，それ以外の「県庁管轄ザワート委託村落」99.4%，

そして、④「財務省管轄ザワート所領」^{ウフダ} 99.9%。また、全「滞納」額に占めるそれぞれの範疇の「滞納」比率は、①「直接管理村落」68.1%，②「県庁管轄^{マシヤーイフ}村落有力者委託村落」^{ウフダ} 0.3%，③「県庁管轄ザワート委託村落」^{ウフダ} 31.6%（うち、分離「委託村落・所領」^{ウフダ} 31.4%），そして、④「財務省管轄ザワート所領」^{ウフダ} 微少である。

つまり、①「直接管理村落」での「滞納」を除く、残りの「滞納」額のほとんどは③「県庁管轄ザワート委託村落」，それも新設分離「委託村落」での「滞納」であった。この事実は、税滞納の累積が顕著であった①「直接管理村落」の多くは、1269（財政）年度の前年にザワートに対して徵稅請負に出され、③「県庁管轄ザワート委託村落」の範疇に入れられたが、かかる分離「委託村落」の納稅事情は、1269年度においても好転しなかった，ということを示している。そして、このようなザワート所領における悪い納稅事情は、ケナ・エスナ県においても観察できる。すなわち、この県でも「滞納」が計上されたが、そのほとんど（93.5%）は、ザワート所領での「滞納」であった。ただし、この県については、次の二点において、ミニヤ・ベニー・マザール県とは決定的に異なっていた。第一は、「家畜飼育費」（全「滞納」の1.9%），ナイルの低水位に起因して干上がった耕地での前年度未納稅（同 4.6%）という二つの税目を除けば、少なくとも「滞納」の内訳にみる限り、①「直接管理村落」での「滞納」の計上を指示する数値、叙述が存在しないことである。そして、第二は、前述したように、この県における「滞納」のほとんどは、ザワートの所領から来ているが、ここで「滞納」を負っていると指示されているザワートは、パシャとか「殿下」（hadra）とかの敬称を冠された高身分の有力ザワートである，ということである。

(3) 「滞納」増加率

以下、分析の対象を、『土地税』決済明細表にみられる税目に移そう。まず

は、「繰り越し金」についてである。

「繰り越し金」(mūta'akhkhar, pl. mūta'akhkharāt)とは、前節で詳しく解説したように、前年度会計における「滞納」である。そこで、この「繰り越し金」と、今年度(1269年度)決済における「滞納」との二つの項目を比較することによって、当時における税「滞納」の累積状況を垣間見ることができる。以下は、1268年度「繰り越し金」を基準とした、1269年度における県別「滞納」増加率である。

メヌフィーヤ県(-689.6%, つまり「余剰」を計上), ダカフリーヤ県(-124.9%, 同じく「余剰」を計上), ブヘイラ県(27.4%), ミニヤ・ベニー・マザール県(66.6%), ケナ・エスナ県(179.4%)。

次いで、「村落・所領」範疇ごとの「滞納」増加率については、その数値を計算できるのは、ミニヤ・ベニー・マザール県に関してのみであり、その結果は次の通りである。

- ①「直接管理村落」(14.8%), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」(33.3%),
- ③「^{ウフダ}県庁管轄ザワート委託村落」(この範疇については、前年度からの当該範疇村落と、1269年度に新設され、それ故、前年度「繰り越し金」をもたない分離「委託村落」とに分けて考察する必要がある。前者については、「滞納」増加率は-62.5%, つまり「滞納」の改善がみられ、後者については、「新規徵取額」すなわち予定徵稅額の23.2%にのぼる多額の「滞納」を計上している),
- ④「財務省管轄ザワート所領」(4.6%)。

その他の県に関しては、当該数値を計算することはできない。しかし、上記(2)納税率の項で解説した「余剰」「滞納」関連数値群から、メヌフィーヤ県とブヘイラ県における「村落・所領」範疇別「滞納」増加率の傾向を、以下のように容易に推測することができる。

メヌフィーヤ県。①「直接管理村落」(前年度「繰り越し金」総額の86.5%に相当する「滞納」を計上したところから、「滞納」は継続したが、その累積

傾向はみられない), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」(前年度「繰り越し金」総額の7倍にも相当する「余剩」を計上), ③「県庁管轄ザワート委託村落」(多額ではないが、「余剩」を計上), ④「財務省管轄ザワート所領」(「滯納」継続)。

ブハイラ県。①「直接管理村落」(前年度「繰り越し金」総額の約77%に相当する「滯納」を計上。ただし、「滯納」累積傾向なし), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」(「滯納」継続), ③「県庁管轄ザワート委託村落」(「滯納」継続), ④「財務省管轄ザワート所領」(「滯納」傾向なし)。

(4) 税目比率

この項では、第二節で解説した税目分類に基づいて、課税額の税目比率を計算し、分析してみよう。まず、税目を、おおまかに、〔I〕「繰り越し金」, 〔II〕「新規徴収額」(irād, pl. irādat), 〔III〕「余剩金」(fa'iḍ, pl. fawā'iḍ) の三つに分類し、そのそれぞれの比率を、県ごとに示す。

メヌフィーヤ県。〔I〕「繰り越し金」1.0%, 〔II〕「新規徴収額」99%, 〔III〕「余剩金」微少。

ダカフリーヤ県。〔I〕「繰り越し金」6.5%, 〔II〕「新規徴収額」93.5%, 〔III〕「余剩金」微少。

ブハイラ県。〔I〕「繰り越し金」13.1%, 〔II〕「新規徴収額」86.7%, 〔III〕「余剩金」0.2%。

シャルキーヤ県。〔I〕「繰り越し金」22.7%, 〔II〕「新規徴収額」77.3%, 〔III〕「余剩金」項目なし。

ミニヤ・ベニー・マザール県。〔I〕「繰り越し金」9.8%, 〔II〕「新規徴収額」88.9%, 〔III〕「余剩金」1.3%。

ケナ・エスナ県。〔I〕「繰り越し金」0.9%, 〔II〕「新規徴収額」93.7%, 〔III〕「余剩金」5.4%。

これら数値群のうち、「余剰金」に関しては、何の有意な結論も引き出せない。そこで、この税目を除いた、〔I〕「繰り越し金」と〔II〕「新規徵収額」を分析の対象にしよう。

ところで、1268年度「繰り越し金」は、第一節で指摘した1269年サファル月13日(1852年11月26日)付勅令を想い起こすならば、特別の意味をもつ。というのも、1268年度は、この勅令の規定に基づく最初の財政年度であるが、当該勅令の内容といえば、増税を条件に、それまでに累積された滞納金を免除する、というものであったからである。つまり、この年度は、それまでの「滞納」を御破算にして、エジプト政府が本格的に「余剰金」「滞納金」問題を解消しようと乗り出した年度なのであり、かくて、この年度の「繰り越し金」は、1268年度以前に遡ることのない、この年度分だけの「滞納」ということになる。以上から、その額は、当時における納稅状況を示唆する数値として、徵稅請負制度の普及を考察する際に利用できる貴重な情報である。

もっとも、前節で詳しく解説したように、上記勅令が対象としたのは、徵稅請負に出されていない「直接管理村落」であった。従って、正確に述べるならば、累積「滞納」免除措置の対象となったのはこの範疇の村落であったところから、「直接管理村落」における1268年度「繰り越し金」こそが、上記目的のために利用できる数値ということになる。そこで、参考までに、「村落・所領」範疇別「繰り越し金」比率を計算できるシャルキーヤ県とミニヤ・ベニー・マザール県についての計算結果を示すと、以下の通りである。

シャルキーヤ県。①「直接管理村落」(26.5%), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」(19.0%), ③「県庁管轄ザワート委託村落」(9.4%), ④「財務省管轄ザワート所領」(30.3%)。

ミニヤ・ベニー・マザール県。①「直接管理村落」(15.3%), ②「県庁管轄村落有力者委託村落」(0.6%), ③「県庁管轄ザワート委託村落」(1.7%, ただし、1269年度新設分離「委託村落」を除く), ④「財務省管轄ザワート所領」

(微少)。

次いで、「新規徵収額」の分析に移るが、これはさらに、「基本税」(māl, pl. amwāl)と「6分の1税」(al-suds)とからなる(1)「通常課税」(taqsīt)と、その他の(2)「追加税」(idāfa, pl. idāfāt)とに分けられる。両者の比率を県ごとに列挙すれば、以下の通りである。

メヌフィーヤ県。(1)「通常課税」(76.8%), (2)「追加税」(23.2%)。
 ダカフリーヤ県。(1)「通常課税」(98.5%), (2)「追加税」(1.5%)。
 ブヘイラ県。(1)「通常課税」(89.3%), (2)「追加税」(10.7%)。
 シャルキーヤ県。(1)「通常課税」(99.1%), (2)「追加税」(0.9%)。
 ミニヤ・ベニー・マザール県。(1)「通常課税」(98.3%), (2)「追加税」(1.7%)。

ケナ・エスナ県。(1)「通常課税」(94.3%), (2)「追加税」(5.7%)。

また、シャルキーヤ県とミニヤ・ベニー・マザール県における「村落・所領」範疇別当該比率を示せば、以下の通りである。

シャルキーヤ県。①「直接管理村落」((1)「通常課税」99.1%, (2)「追加税」0.9%), ②「^{ミンヤーイフ}管轄村落有力者委託村落」((1)「通常課税」98.8%, (2)「追加税」0.2%), ③「^{ミンヤーイフ}管轄ザワート委託村落」((1)「通常課税」98.9%, (2)「追加税」1.1%), ④「財務省管轄ザワート所領」((1)「通常課税」99.9%, (2)「追加税」0.1%)。

ミニヤ・ベニー・マザール県。①「直接管理村落」((1)「通常課税」99.0%, (2)「追加税」1.0%), ②「^{ミンヤーイフ}管轄村落有力者委託村落」((1)「通常課税」99.0%, (2)「追加税」1.0%), ③「^{ミンヤーイフ}管轄ザワート委託村落」((1)「通常課税」99.6%, (2)「追加税」0.4%), ④「財務省管轄ザワート所領」((1)「通常課税」85.7%, (2)「追加税」14.3%)。

「基本税」と「6分の1税」とからなる「通常課税」における後者の比率は、ダカフリーヤ県(13.1%), シャルキーヤ県(13.0%), ミニヤ・ベニー・マザ

ール県（13.3%）であり、県によって違いはない。同様に、シャルキーヤ県、ミニヤ・ベニー・マザール県にみる限り、「村落・所領」範疇による当該比率の差異は、全く無視できる程度のものである。

「追加税」は実に多種多様な税目からなっている。これらの詳細については、「付録（I）『土地税』決済明細表抄訳」に譲り、ここでは、第二節で指摘した税目分類に基づいて、「追加税」を次の二つに分けて考察しよう。第一は、「通常課税」に含まれることもある、県の違いを越えて毎年徴収される諸税、そして、第二は、県ごと、あるいは年ごとに、その額が異なり変化する諸税であるが、以後、とりあえず前者を恒常「追加税」、後者を臨時「追加税」と呼んでおこう。以下は、各県の「追加税」額に占める両者の比率である。

メヌフィーヤ県。（恒常「追加税」41.0%，臨時「追加税」59.0%）。

ダカフリーヤ県。（恒常「追加税」71.3%，臨時「追加税」28.7%）。

ブヘイラ県。（恒常「追加税」11.1%，臨時「追加税」88.9%）。

シャルキーヤ県。（恒常「追加税」22.6%，臨時「追加税」77.4%）。

ミニヤ・ベニー・マザール県。（恒常「追加税」45.5%，臨時「追加税」54.5%）。

ケナ・エスナ県。（恒常「追加税」37.8%，臨時「追加税」62.2%）。

以上の数値群から、ダカフリーヤ県を除くすべての県において、臨時「追加税」の比率の高さが目立つが、とりわけブヘイラ県とシャルキーヤ県での高さは、両県のそれぞれの特殊性による。つまり、前者については、遊牧民（牧草地？）税が、後者については、有力ザワート所領で計上された「滞納」の強制割り振りが、それぞれの臨時「追加税」の大半を占めているのである。

(5) 金納化率

第二節で指摘したように、その年度の課税額は、一年12ヶ月、年間を通して12に分割（taqsīt）されて徴収された。かかる分割課税に際して参考基準となっ

たのは、後代においてと同様、作付ローテーションへの配慮であったと考えられ、それ故、課税方式は県ごとに異なっていたと想像されるが、我々の史料から県単位での当該手続きを知り得るのは、シャルキーヤ県についてのみである。

それによると、④「財務省管轄ザワート所領」を除く、①②③「県庁管轄村落・所領」^{ウラグ}での月別課税分割比率は、以下の通りである。ムハッラム月（12.7%）、サファル月（8.1%）、ラビーウⅠ月（8.1%）、ラビーウⅡ月（8.2%）、ジュマーダーⅠ月（8.3%）、ジュマーダーⅡ月（8.2%）、ラジャブ月（8.1%）、シャアバーン月（6.3%）、ラマダーン月（7.2%）、シャッワール月（7.3%）、ズゥル・カアダ月（8.2%）、ズゥル・ヒッジャ月（9.3%）。

つまり、ムハッラム月での高率と、シャアバーン月、ラマダーン月、シャッワール月でのやや目立つ低率以外、ほぼ平均した月分割がみられる。しかし、これを「村落・所領」範疇別に細かく分析すると、①「直接管理村落」における月分割比率と、②③「県庁管轄委託村落」におけるそれとの間には、顕著な違いがあることが分かる。そこで、それぞれの月分割比率を示すと、以下の通りである。

①「直接管理村落」。ムハッラム月（9.8%）、サファル月（8.3%）、ラビーウⅠ月（8.25%）、ラビーウⅡ月（8.25%）、ジュマーダーⅠ月（8.25%）、ジュマーダーⅡ月（8.05%）、ラジャブ月（7.3%）、シャアバーン月（6.6%）、ラマダーン月（8.4%）、シャッワール月（8.5%）、ズゥル・カアダ月（9.0%）、ズゥル・ヒッジャ月（9.3%）。

②「県庁管轄村落有力者委託村落」。ムハッラム月（15.5%）、サファル月（8.0%）、ラビーウⅠ月（8.0%）、ラビーウⅡ月（8.1%）、ジュマーダーⅠ月（8.2%）、ジュマーダーⅡ月（8.3%）、ラジャブ月（8.1%）、シャアバーン月（6.6%）、ラマダーン月（6.7%）、シャッワール月（6.7%）、ズゥル・カアダ月（7.2%）、ズゥル・ヒッジャ月（8.6%）。

③「県庁管轄ザワート委託村落」。ムハッラム月（16.5%）、サファル月（7.8

%), ラビーウ I月 (7.8%), ラビーウ II月 (7.8%), ジュマーダー I月 (8.4%), ジュマーダー II月 (8.7%), ラジャブ月 (11.4%), シアバーン月 (4.3%), ラマダーン月 (4.2%), シャッワール月 (4.1%), ズウル・カアダ月 (8.0%), ズウル・ヒッジャ月 (11.0%)。

つまり, ①「直接管理村落」については, 12ヶ月の課税分割が, シアバーン月でのやや目立つ落ち込み以外, ほぼ平均してなされているのに対して, ②③「県庁管轄委託村落」, とりわけ③「県庁管轄ザワート委託村落」においては, ムハッラム月での飛び抜けた高率と, シアバーン月, ラマダーン月, シャッワール月での低率とが目につくのである。そして, 一方で, 1270年——当該シャルキーヤ県明細表は1270年度課税に関するものである——を西暦換算し, 他方で, エジプト農業での夏作物栽培ローテーションを想起するならば, この事実は, 当時における「委託村落」での夏作物, つまり商品作物・綿花の栽培普及と関係あるのではあるまいか, という仮定に至る⁽⁶⁾。

また, シャルキーヤ県における課税手続きに関連して付言すべきは, ④「財務省管轄ザワート所領」の特殊な立場である。すなわち, この範疇の「村落・所領」は, 管轄官庁を異にするところから, 他の三つの「村落・所領」範疇とは区別されて, 別会計の如くに『土地税』決済手続きがとられているが, さらに, この手続きを定めた当該明細表には, 月別分割課税比率表が記載されておらず, おそらく, この範疇の「村落・所領」に対しては, 分割課税方式は採用されなかつたのではないか, と考えられる。そして, もしこの仮定が正しいとするならば, その理由は, 明らかに, この範疇のほとんどの「村落・所領」が, 「管理人」によるいわゆる所領経営の対象になっていたからである⁽⁶⁾。

それでは, 最後に, 納税における金納化率をみてみよう。以下は県ごとの金納・物納・手形納比率である。

メスフィーヤ県。金納 (67.7%), 物納 (16.3%), 手形納 (16.0%)。

ダカフリーヤ県。金納 (65.7%), 物・手形納 (34.3%)。

シャルキーヤ県については、徵稅における金納化率を示す数値はないが、徵稅当局が課稅手続きの段階で予定した徵稅形態比率を参照できるところから、それを参考までに示すと、金納（37.7%）、物納（31.1%）、手形納（31.2%）である。

ケナ・エスナ県の場合、前年度「繰り越し金」を除いた、「余剰金」を含む「新規徵収額」に関する数値を参照できる。まず、徵稅当局が課稅手続きの段階で予定した徵稅形態比率は、金納（47.4%）、物納（52.6%）である。そして、實際の徵稅額における当該比率は、金納（50.7%）、物納（49.3%）であった。

以上の数値から、一般論として、上エジプト地方に対する下エジプト地方における高い金納化率を指摘できようが、同じ下エジプト地方であっても、デルタ「中枢」地域と「周辺」地域との間には、決定的な差違が観察される。

最後に、かかる金納化率の差異は、「村落・所領」範疇においてもまた存在したであろうか。この点に関しては、シャルキーヤ県、それも實際の徵稅形態比率ではなく、課稅手続き段階での予定徵稅形態比率についての数値しかないが、それを参考までに示せば、以下の通りである。

- ①「直接管理村落」。金納（37.4%）、物納（31.3%）、手形納（31.3%）。
- ②「^{マニヤーイフ}管轄村落有力者委託村落」。^{ウラダ}金納（36.0%）、物納（32.0%）、手形納（32.0%）。
- ③「^{マニヤーイフ}管轄ザワート委託村落」。金納（37.4%）、物納（31.3%）、手形納（31.3%）。
- ④「財務省管轄ザワート所領」。^{ウラダ}金納（36.4%）、物納（31.8%）、手形納（31.8%）。ただし、「ワーディー所領（ジャファーリク地）」⁽⁷⁾については、金納（49.8%）、物納（24.9%）、手形納（25.3%）。

以上のシャルキーヤ県の数値をみる限り、徵稅当局は、最後の「ワーディー所領」を例外として、他の「村落・所領」範疇については、範疇の違いを越え

て、金納比率の平均化を意図しているようにみえる。その限りにおいては、「村落・所領」範疇間には、金納化率の差異はないといえる。ところが、同じシャルキーヤ県であるにも拘らず、前年度「繰り越し金」における未納残高現金・現物納比率に関する「村落・所領」範疇別数値からは、また異なる結論が導き出せる。参考までにその数値を列挙すれば、以下の通りである。

- ①「直接管理村落」。現金（23.1%）、現物（76.9%）。
- ②「県庁管轄村落有力者委託村落」。^{マシヤーイフ ウラグ} 現金（21.2%）、現物（78.8%）。
- ③「県庁管轄ザワート委託村落」。^{ウラグ} 現金（60.5%）、現物（39.5%）。
- ④「財務省管轄ザワート所領」。^{ウラグ} 現金（49.2%）、現物（50.8%）。なお、「ワーディー所領」^{ジワリク}について、現金（49.7%）、現物（50.3%）。

つまり、実際の納税における金納化率は、納税がザワートによって担われた③、④においてよりも、納税が村落有力者によって担われた①、②において、圧倒的に高かったのである。この事実に対しては、幾つかの解釈が可能であろう。しかし、かかる解釈の違いを越えて、ここではっきり言えるのは、①、②の範疇の「村落・所領」に居住する農民たちは、③、④の範疇の「村落・所領」に居住する農民たちに比して、より深く貨幣経済に巻き込まれていた、あるいは、巻き込まれざるをえなかったであろう、ということである。換言すれば、同じ県、地方であっても、土地経営形態が違えば、金納化率もまた異なったのである。

1 例えば、メスフィーヤ県とブヘイラ県の明細表には、『土地税』(māl al-ātyān)が課せられた耕地の総面積——それぞれ、331,123フェッダーン余り、217,366フェッダーン余り——が表示されてはいるが、それについてのより細かな解説は一切ない。なお、1フェッダーンは約1エーカー。

2 土地範疇、地味、課税率、以上三者の関係については、とりあえず以下の文献を参照のこと。拙稿「19世紀後半のエジプト土地・税制度」15-19頁。

3 ムハンマド・アリー統治下において、ジャファーリク地と徵税請負地の圧倒的多

くが下エジプト地方に存在していたことは、周知のことである。cf. 石田進『帝国主義下のエジプト経済——19世紀エジプトの植民地化過程の分析——』御茶の水書房, 1974年, 137頁。

なお、参考までに、ムハンマド・アリー時代における王族ジャファーリク地面積の県分布を示せば、以下の通りである。総面積 334,286 フェッダーン——ガルビーヤ県(158,923 フェッダーン), メヌフィーヤ県(4,190 フェッダーン), ダカフリーヤ県(39,601 フェッダーン), シャルキーヤ県(52,691 フェッダーン), カルュービーヤ県(10,278 フェッダーン), ブヘイラ県(53,010 フェッダーン), 上エジプト地方(15,591 フェッダーン)。cf. 'Ali Barakāt, *taṭawwur al-milkiya al-zirā'iya*, p. 473.

4 ダカフリーヤ県明細表によれば、県全体として 782 キース余りの「余剰」を計上したが、その内訳をみると、「余剰」として集計された額は 5,061 キース余りにも上ったにも拘らず、同時に、4,279 キース余りの多額の「滞納」を抱えており、結局のところ、差し引き 782 キース余りの「余剰」に落ち着いた。このように、同じ県でも、「村落・所領」範疇ごとに、さらには個々の村落・所領ごとに、その納稅収支は大きく異なっていた。

5 コプト暦 1571 年トゥート月 1 日 = 西暦 1854 年 9 月 10 日 = イスラム暦 1270 年ズゥル・ヒッジャ月 17 日。なお、農事暦については、第二節註⑨に挙げられた文献を参照のこと。

6 この点については、第二節の末尾、および註⑩を参照のこと。

7 「ワーディー所領」については、以下の文献にその言及がみられる。'Ali Barakāt, *taṭawwur al-milkiya al-zirā'iya*, p. 96. それによると、この所領は、エジプト総督アッバースによって、自らのために設定された、18,734 フェッダーンの耕地からなる所領であった。

おわりに

以上、書式を異にし、統一性を欠いた『土地税』決済報告書にみられる統計群に依拠したために、まとまりのない数値の羅列からなる論文となってしまった。そこで、以下、前節における分析結果を整理し、それに基づいて、一つの結論めいたことを指摘することによって、本稿を終えたい。というのも、論文の出来の良し悪しとは別に、前節の分析結果は、今後、筆者が近代エジプト農

村研究を行う際に、重要な指針となるであろう、「地域」「県」あるいは「村落」の類型化に関する貴重な情報を含んでいるからである。

(1) 「村落・所領」範疇比率の分析結果について。

①村落が徵税請負に出される場合、シャルキーヤ県については村落有力者が、ミニヤ・ベニー・マザール県についてはザワートが、その主たる請負人となつた。

②ミニヤ・ベニー・マザール県と比較して、シャルキーヤ県には、王族所領であるシャファーリク地を含む、「財務省管轄ザワート所領」が広範にみられる。

(2) 納税率の分析結果について。

③同じ下エジプト地方でありながら、メヌフィーヤ県とダカフリーヤ県においては「余剰」が計上されているのに対して、ブヘイラ県においては「滞納」が計上されている。

④メヌフィーヤ県においても、すべての「村落・所領」範疇で「余剰」が計上されたわけではなく、「直接管理村落」では「滞納」が計上されたが、「県
管轄村落有力者委託村落」での「余剰」がこれを凌駕したのである。

⑤上エジプト地方のミニヤ・ベニー・マザール県とケナ・エスナ県において、「滞納」が計上された。そのうち、ミニヤ・ベニー・マザール県における「滞納」の出所は、もっぱら「直接管理村落」と、新たに設定された分離「県管轄ザワート委託村落」であった。後者の経営不振には目に余るものがある。

⑥これに対して、ケナ・エスナ県での「滞納」の出所は、ほとんどザワート、とりわけパシャとか「殿下」とか呼ばれた有力ザワートの所領である。

(3) 「滞納」増加率の分析結果について。

⑦「余剰」を計上したメヌフィーヤ県とダカフリーヤ県は論外として、ブヘイラ県、ミニヤ・ベニー・マザール県、ケナ・エスナ県の順序で「滞納」累積傾向が強い。

19世紀中葉エジプトにおける税制度

⑧メスフィーヤ県、ミニヤ・ベニー・マザール県に関する、「村落・所領」範疇ごとの「滞納」増加率の分析結果は、④、⑤の結果を裏付けている。

(4)税目比率の分析結果について。

⑨総課税額に占める前年度「繰り越し金」の比率は、ケナ・エスナ県の説明困難な非常な低率を除けば、ほぼ③、⑤の結果と符合している。

⑩「追加税」に関して、高い臨時「追加税」の比率が、ブヘイラ県とシャルキーヤ県において観察されるが、それは、それぞれの県の特殊性による。つまり、前者については、遊牧民（牧草地？）税が、後者については、有力ザワート所領での税滞納の強制割り振りが、高い当該比率をもたらしているのである。

(5)金納化率の分析結果について。

⑪シャルキーヤ県にみる限り、分割徴税方式において、「直接管理村落」とその他の「^ヲ委託村落・^ヲ所領」との間に差異が観察されるが、この事実は、おそらく、当時における後者での夏作物、つまり商品作物・綿花の栽培普及と無関係ではあるまい。

⑫シャルキーヤ県『土地税』決済明細表において、「財務省管轄ザワート所領」は、管轄官庁を異にするところから、他の三つの「村落・所領」範疇とは別会計となっているのみならず、ただひとり分割徴税手続きの対象外となっている。これは、おそらく、この範疇の「村落・所領」のほとんどにおいて、管理人によるいわゆる所領経営がなされていたからであろう。

⑬一般的傾向として、上エジプト地方に対する下エジプト地方における高い金納化率を指摘できる。しかし、同じ下エジプト地方であっても、メスフィーヤ県、ダカフリーヤ県と、シャルキーヤ県との間には、金納化率において、決定的な差異が観察される。

⑭シャルキーヤ県の「村落・所領」範疇別金納化率において、納稅がザワートによって担われた「^ヲ県庁管轄ザワート委託村落」「財務省管轄ザワート所領」よりも、納稅が村落有力者によって担われた「直接管理村落」「^ヲ県庁管轄村落

「有力者委託村落」のほうが、高い金納化率を示している。このことは、後者に居住する農民たちに対して、より深く貨幣経済に巻き込まれることを余儀なくさせたであろう。

さて、以上の諸結果から、我々は、近代エジプト農村における以下の四つの「地域」類型を指摘することができるであろう⁽¹⁾。

第一は、メヌフィーヤ県に代表される、下エジプト地方のデルタ「中枢」地域である。そこでは、生産性の高い農業が展開され、商品経済もまた深く浸透していたが、その経営主体は、村落有力者層であった。そのため、「直接管理村落」が累積「滞納」のため徴税請負に出された時、徴税請負人として、その受け皿となったのは彼らであり、彼らは、かくて集積した「県庁管轄村落有力者委託村落」においても、高収益をあげた。

第二は、ブヘイラ県、シャルキーヤ県に代表される、下エジプト地方のデルタ「周辺」地域である。この地域は、砂漠と接し、通年灌漑体系の整備を待つて耕作可能となる広大な荒蕪地を抱える、フロンティアであった。この荒蕪地の多くは、開墾目的のために、各種所有権上あるいは税制上の特典を付与されて、ザワート、遊牧民の首長たちに授与されたが、その典型が王族所領たるジャファーリク地であった。「直接管理村落」が徴税請負に出される際、多くの村落有力者がその受け皿となったが、そこでは大規模な資本を投下してはじめ高い生産性を望めることもあるって、この地域での農業経営の主体は、上記ザワート、遊牧民の首長からなる大土地保有者層であった。かくて、綿花を中心とした商品作物経済の展開に最も敏感に反応したのは、この地域であった。

第三は、ミニヤ・ベニー・マザール県に代表される、上エジプト地方のデルタ方面、時として中エジプト地方と呼ばれる地域である。この地域は、デルタ「中枢」にとってのいわば後背地として、また、ファイユーム、オアシス地方へと続く砂漠を生活圏に取り込んでいる点において、第二の地域と類似している。しかし、19世紀中葉から後半にかけての時期において、デルタ「周辺」地

域が通年灌漑体系への移行を成し遂げていったのに対して、この地域は依然として自然灌漑体系に規定され続けたところから、両者の間には、商品経済の浸透度において決定的な違いがあった。かくて、「直接管理村落」が徵稅請負に出された時、徵稅請負人として、その受け皿となったのは、ザワート、さらには、『土地税』決済明細表では表立ってはいないが、遊牧民の首長たちであった。

そして、最後の第四は、ケナ・エスナ県に代表される、上エジプト地方の南部地域である。この地域は、エジプトの最南端に位置するという地理的環境から、また、根強い村落慣行の存続という歴史的・文化的環境から、商品経済の低い浸透度と、一部有力者による寡頭支配とによって知られている。実際、ケナ・エスナ県『土地税』決済明細表において顕著なのは、「直接管理村落」と、パシャとか「殿下」とか呼ばれた有力ザワートの「所領」ととの間の落差であって、そこには、他の地域におけるが如き、この二つの「村落・所領」範疇をいわば橋渡しする、「村落有力者委託村落」の存在を確認することは困難である。

1 なお、本稿における結論と全く同じ分析結果が、以下の文献にみられる。拙稿「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程(続)」一橋大学地中海研究会編『地中海論集X』1986年所収。

付録（I）『土地税』決済明細表抄訳

以下は、本文においてもっぱら依拠された次の6文書の抄訳である。もっとも、現在の私では判読不可能な文言が幾つかある。そのため、ここでの試みはあくまで仮訳としてのそれであり、正確な翻訳は後日を期したい。

(1) ダカフリーヤ県1269年度『土地税』決済明細表。正確には、「1269年トゥート月ダカフリーヤ県課税『資産』、『残高』についての明細」(kashf ‘an uṣūl wa khuṣūm taqsīt mudīriyat al-daqhaliya tūtī sana 1269)。出典：1271年ムハッラム月8, 9日（1854年10月1, 2日）付、ダカフリーヤ県知事作成報告書 (*mahfaza raqm 4 [1], wathīqā 41*)。

(2) ミニヤ・ベニー・マザール県1269年度『土地税』決済明細表。正確には、『1268年度『繰り越し金』を含む、1270年ズゥル・ヒッジャ月16日までの、1269年トゥート月ミニヤ・ベニー・マザール県課税『資産』、『残高』、『滞納』についての明細』(kashf 'an uṣūl wa khuṣūm wa bāqī taqṣīt mudīriyat al-minyā wa bānī mazār tūtī sana 1269 li-ḥayat 16 dhū al-ḥijja sana 1270 bi-mā fī-hi muta'akhkhar sana 1268)。出典：1271年ムハッラム月9日（1854年10月2日）付、ミニヤ・ベニー・マザール県知事作成報告書 (*mahfaṣa raqm 4[1]*, *wathiqā raqm 43*)。

(3) ブヘイラ県1269年度『土地税』決済明細表。正確には、『1269年ブヘイラ県『土地税』の『資産』、『残高』、『滞納』についての明細』(kashf 'an uṣūl wa khuṣūm wa bāqī amwāl mudīriyat al-buhayra sana 1269)。出典：1271年ムハッラム月9日（1854年10月2日）付、ブヘイラ県知事作成報告書 (*mahfaṣa raqm 4[1]*, *wathiqā raqm 45*)。

(4) メヌフィーヤ県1269年度『土地税』決済明細表。正確には、『1269年トゥート月メヌフィーヤ県村落の『資産』、『残高』、ならびに1268年までの『繰り越し金』、1269年までの『滞納』、『余剰』についての明細——『委託村落』を含む全県（の村落）について』(kashf 'an uṣūl wa khuṣūm nawāḥī mudīriyat al-munūfiya tūtī sana 1269 ma'a al-muta'akhkhar li-ḥayat sana 1268 wa al-bāqī wa al-fayid li-gāyat sana 1269——wa dhālik 'an al-mudīriyat kāmil fī-mā fī-hi nawāḥī al-'uhad)。出典：1271年ムハッラム月9, 10日（1854年10月2, 3日）付、メヌフィーヤ県知事作成報告書 (*mahfaṣa raqm 4[1]*, *wathiqā raqm 50*)。

(5) ケナ・エスナ県1269年度『土地税』決済明細表。正確には、『1268年『土地税』『繰り越し金』を含む、1269年トゥート月ケナ・エスナ全県『土地税』の『資産』、『残高』についての明細』(kashf 'an uṣūl wa khuṣūm al-amwāl bi-mudīriyat 'umūm qinā wa isnā tūtī sana 1269 bi-mā fī-hi al-muta'akhkhar min amwāl sana 1268)。出典：1271年ムハッラム月12日（1854年10月5日）付、ケナ・エスナ県知事作成報告書 (*mahfaṣa raqm 4[1]*, *wathiqā raqm 83*)。

(6) シャルキーヤ県1270年度『土地税』課税明細表。正確には、『1270年トゥート月シャルキーヤ県村落・所領分割課税についての明細』(kashf 'an marbūt taqṣīt nawāḥī wa 'ubād mudīriyat al-sharqīya tūtī sara 1270)。出典：1271年サファル月23日（1854年11月15日）付、シャルキーヤ県知事作成報告書 (*mahfaṣa raqm 4[2]*, *wathiqā raqm 482*)。

なお、上記明細表において使用されている用語は、大体において統一されているが、細かな点において県ごとに異なる用語が、また、一部の県においては特殊な用語が、

19世紀中葉エジプトにおける税制度

使われている。しかし、これら細部にこだわる必要を認めないところから、以下の抄訳においては、訳者の判断によって、できるだけ統一用語による翻訳を試みた。統一用語の対照アラビア語は、本文、第二節を参照されたい。なお、1 キース = 500 キュルシュ、1 キュルシュ = 40 フィッダ。

(1) ダカフリーヤ県1269年度『土地税』決済明細表

		キース	キュルシ ュ	フィッダ
〔I〕 「資産」				
(1) 1268年度「繰り越し金」		3,138	170	7
(2) 「土地税」				
1269年度「土地税」	38,833	255	17	
「6分の1税」ならびに「職業税」「織機税」	<u>5,844</u>	<u>429</u>	<u>26</u>	<u>44,678</u>
	429	26	44,678	185
(3) 「追加税」				
「家畜飼育費」「義捐金」	75	268	16	
「徴稅人経費」	419	163	39	
「強制割り振り」	9	4	0	
国家負担1267年度「繰り越し金」				
県管轄村落負担				
6 182 27				
国家負担綿花代金				
<u>136</u> <u>361</u> 0	143	43	27	
燃料税(?)		23	18	
「余剰金」	13	19	5	
国家返還アワースィー地「土地税」				
16 276 25				
手形差損代	5	3	30	
競売地臨時賦課「土地税」	24	297	35	
財務省管轄所領負担金	<u>3</u> <u>285</u> 0	<u>709</u> <u>385</u> 35	<u>48,526</u> 241	5
〔II〕 1269年度「決済」「残高」				
(1) 決済分				
「金納」	31,004	433	39	
「物・手形納」	<u>16,199</u>	<u>177</u> 8	47,204	111
	177	8	47,204	111

(2) 決済手続き中

1268年度分	724	22	24
1269年度分	1,380	134	8

〔Ⅲ〕 「余剰」

「余剰」	5,061	387	19
「滯納」	4,279	360	25

『「余剰金」総額、782キース26キュルシュ34フィッダ也。』> 1271年ムハッラム月
8日 ダカフリーヤ県知事

(2) ミニヤ・ベニー・マザール県1269年度『土地税』決済明細表

「直接管理村落」「県庁管轄村落有力者委託村落」

〔I〕 「直接管理村落」(nawāḥī al-aqsām)

「資 産」

キース キュ
ルシ ルシ
ュ フイ
ッダ

(1) 1268年度「繰り越し金」 3,569 229 12

(2) 1269年度「収入」

「土地税」ならびに「6分の1税」

「土地税」

16,588 149 16

「6分の1税」

2,586 220 14 19,174 369 30

「追加税」

「微税率経費」

170 127 26

「家畜飼育費」

16 280 29

「市場税」*

15 220 35

202 129 10

「余剰金」

359 30 8 561 159 18 19,736 29 8 23,305 258 20

「決済」「残高」

19世紀中葉エジプトにおける税制度

決済分	19,207	422	19
分離「委託村落」(al-'uhad al-mafkūka)〔「土地税」〕回収分	1,244	20	19,209
	166	39	
(〔滞納〕)	4,096	91	21
〔Ⅱ〕 「県庁管轄村落有力者委託村落」 ('uhad mashāykh-hum)			
「資産」			
(1) 1268年度「繰り越し金」	12	324	10
(2) 1269年度「収入」			
「土地税」ならびに「6分の1税」			
「土地税」	1,681	423	11
「6分の1税」	261	183	39
	1,943	107	10
「追加税」			
「市場税」*	3	477	0
「徴税人経費」			
18	252	16	
22	229	16	
「余剰金」			
76	169	28	
98	399	4	
2,042	6	14	
2,054	330	24	
「決済」			
(〔滞納〕)	2,037	406	19
	16	424	5
□ 「直接管理村落」「県庁管轄村落有力者委託村落」決済明細			
「資産」			
(1) 1268年度「繰り越し金」	3,582	53	22
(2) 1269年度「収入」			
「土地税」ならびに「6分の1税」			
「土地税」	18,270	72	27
「6分の1税」	2,847	404	13
	21,117	477	0
「追加税」			

「徵稅人經費」

188 330 2

「家畜飼育費」

16 280 29

「市場稅」*

19	197	35
<u>—</u>		
224	358	26

「余剩金」

435	199	36	660	58	22	21,778	35	22	25,360	89	4
-----	-----	----	-----	----	----	--------	----	----	--------	----	---

〔決 済〕

決済分 21,245 328 38

分離「委託村落」(「土地稅」)回収分 1 244 20 21,247 73 18

(「滞納」)

未納

未納分 598 162 17

1270年度繰り越し分 67 30 6 665 192 23

遊牧民負担分 322 66 29

その他 3,125 256 14 4,113 15 26

〔Ⅲ〕 「県庁管轄ザワート委託村落」 ('uhad al-mudhiyya)

「資 産」

(1) 1268年度「繰り越し金」 24 158 4

(2) 1269年度「収入」

「土地稅」ならびに「6分の1稅」

「土地稅」

1,144 155 10

「6分の1稅」

182	61	34	1,326	217	4
-----	----	----	-------	-----	---

「追加稅」

イブラヒーム・ベク・ハリール殿下負債の肩替り

27 305 9

「市場稅」*

1	40	0
<u>—</u>		
28	345	9

19世紀中葉エジプトにおける税制度

「余剰金」

10 193 2	39 38 11	1,365 255 15	1,389 413 19
----------	----------	--------------	--------------

「決 済」

1,330 357 35

(「滞納」)

故ハサネイン・パシャ所領 (負債) ^{ウフダ}	212 24
----------------------------------	--------

イブラヒーム・ベク・ハリーム所領 (負債) ^{ウフダ}	8 343 0	9 55 24
--------------------------------------	---------	---------

○1269年トゥート月に新たに「直接管理村落」からはずされて徵稅請負に出された
分離「委託村落」

1269年度「収入」総額 (「資産」)

「土地税」ならびに「6分の1税」

「土地税」

7,018 243 1

「6分の1税」

1,075 253 12	8,093 496 13
--------------	--------------

「追加税」

分離「委託村落」(「土地税」)追加分

1 244 20

「市場税」* 7 419 0

「徵稅人経費」

1 14 5

10 177 25

「余剰金」

18 133 6	28 310 31	8,122 307 4
----------	-----------	-------------

「決 済」

6,234 211 22

(「滞納」)

イブラヒーム・アブドゥル・ラフマーン所領 ^{ウフダ}	2 71 24
-------------------------------------	---------

故アジーズ・カーシフ所領 ^{ウフダ}	2 278 36
-----------------------------	----------

アリー・エフェンディ所領 ^{ウフダ}	2 85 17
-----------------------------	---------

故ムスタファー・ベク所領 ^{ウフダ}	5 349 24
-----------------------------	----------

ハリール・エフェンディ所領 ^{ウフダ}	24 12
------------------------------	-------

イスマイール・パシャ皇太子閣下所領 ^{ウフダ}	1,348 349 12
----------------------------------	--------------

東洋文化研究所紀要 第 109 冊

アフマド・パシャ閣下所領	16	400	15
イスマイール・パシャ閣下所領			
	36	123	21
故フルシド・パシャ所領	179	482	4
ムスタファー・アガー所領	23	295	32
サリーム・パシャ閣下所領	3	130	39
ハサネイン・ベク所領	267	3	26
			1,888
			95
			22

〔IV〕 「財務省管轄ザワート所領」 ('uhad al-māliya)

「資産」

(1) 1268年度「繰り越し金」 1 114 38

(2) 1269年度「収入」

「土地税」ならびに「6分の1税」

「土地税」

1,508 7 30

「6分の1税」

198 191 35 1,706 199 25

「追加税」

「市場税」*

13 58 16

アルハーミー・パシャ閣下所領の1267年度負債肩替り(財務省手形納)

271 318 12 284 376 28 1,991 76 13 1,992 191 11

「決済」(財務省手形納)

1,991 48 15

(「滞納」)

1 142 36

□総計

「資産」

(1) 1268年度「繰り越し金」 3,607 326 24

(2) 1269年度「収入」

「土地税」ならびに「6分の1税」

「土地税」

27,940 478 28

「6分の1税」

4,303 411 14 32,244 390 2

「追加税」

19世紀中葉エジプトにおける税制度

「市場稅」*

41 215 11

「徵稅人經費」

189 394 7

アルハーミー・パシャ閣下所領の1267年度負債

271 318 12

イブラヒーム・ベク・ハリーム殿下負債

27 305 9

「家畜飼育費」

16 280 29

547 13 28

「余剩金」

464 26 4

「決 済」

30,851 446 30

(「滙納」)

6,011 309 28

『以上、この(明細表)は、1268年度「繰り越し金」を含む、1269年トゥート月ミニヤ・ベニー・マザール県村落課税「資産」、「残高」、「滞納」勘定について認めた。「滞納」額は、既述の如く、6,011ケース 309キュルシュ 28フィッダである。』ミニヤ・ベニー・マザール県知事

* 正確なアラビア語は、「財務省命令による、100キュルシュあたり20キュルシュの通行・市場税割増」(ziyādat māl al-haml kull mi'a qirsh 'ishrīn qirsh bimugtadā ifāda min al-māliya)である。

(3) ブヘイラ県1269年度『土地税』決済明細表

「資 産」

(1) 新規課税

1268年度「繰り越し金」

キース キュルシ フィッタ

通常支払い分

3,065 225 9

その他未納分

油用 (?) アズアーディーヤ地農場未納分

53 185 25

東洋文化研究所紀要 第109冊

ジャファーリク地「職業税」

12 301 16

牧草地(?)税

723 98 20	<u>789 85 21</u>	3,854 310 30
-----------	------------------	--------------

1269年度「土地税」

新規課税

「土地税」

18,665 445 10

「職業税」

900 246 15

「織機税」

157 318 6

「ヤシの木税」

84 170 13

「搾油場税」

93 246 0

「市場税」

134 488 8

「船舶税」

<u>2 417 20</u>	20,039 331 32
-----------------	---------------

その他

油用(?)アブアーディーヤ地「土地税」

53 185 25

ジャファーリク地「職業税」

12 301 16

牧草地(?)税

708 121 36	<u>774 108 37</u>	20,813 440 29
------------	-------------------	---------------

1269年度「6分の1税」

<u>3,110 491 37</u>	27,779 243 16
---------------------	---------------

□内訳

通常課税 26,216 48 38

その他課税 1,563 194 18

27,779 243 16

(2) 「追加税」

19世紀中葉エジプトにおける税制度

「灌漑施設維持費」	14	92	0
「家畜飼育費」	10	29	3
国家返還アワースィー地「土地税」	33	452	37
通常地編入牧草地（?）での「職業税」	2	107	2
新設分離「委託村落」諸税	679	137	3
「徵稅人経費」	265	35	37
「市場税」	15	20	6
「ヤシの木税」	7	356	26
増加地（?）への課税	7	469	0
「職業税」未納額強制割り振り	1	202	21
ジャファーリク地滞納額強制割り振り	177	241	6
(3) 「余剩金」			
			1,214 143 21
			<u>470 150 18</u>
			29,464 37 15

□内訳

通常課税

1268年度「繰り越し金」
3,065 225 9

1269年度「土地税」「6分の1税」
23,150 323 29

1269年度新規「追加税」
1,214 143 21

「余剩金」 470 150 18 27,900 342 37

その他課税

油用（?）アブアーディーヤ地農場
106 371 10

ジャファーリク地「職業税」
25 102 32

牧草地（?） 1,431 220 16 1,563 194 18 29,464 37 15

1269年度「決済」 24,554 345 32

「滞納」

「委託村落・所領」

（県庁管轄）村落有力者委託村落

722 313 26

東洋文化研究所紀要 第109冊

財務省管轄ザワート所領	314	26					
分離「委託村落」	444	17	28	1,167	146	0	
直接管理村落				2,178	351	5	3,345 497 5
手続き中「滞納」分							1,563 194 18
							4,909 191 23

〔以上、この明細表は、1269年までのブヘイラ県『土地税』『資産』、『残高』、『滞納』について認めた。支払い後の「滞納」額は、4,909キース191キュルシュ23フィッダ也。〕1271年ムハッラム月 ブヘイラ県知事

(4) メヌフィーヤ県1269年度『土地税』決済明細表

「資産」

(1) 1268年度「繰り越し金」	キース	キュ	フイ				
「搾油・テヒーナ工場税」「休息所(?)税」	587	111	20				
イズバ・アショムーン村浸食地「土地税」	21	372	7				
「強制割り振り」	6	104	16	615	88	3	
(2) 1269年度「収入」							
1269年度「土地税」その他課税							
「通常課税」							
「土地税」							
49,083 184 9							
「職業税」							
1,975 55 32							
「搾油・テヒーナ工場税」							
58 216 10							
「織機税」							
2,893 471 26							
「市場税」							
104 2 6							
「フィルダ税」							
37 242 26							
「ヤシの木税」							

19世紀中葉エジプトにおける税制度

	93	89	38	54,245	262	27
1267年度「滞納金」						
「6分の1税」						
	8,180	280	35			
「家畜飼育費」						
	42	493	1			
「強制割り振り」						
	8	309	15	8,232	83	11
				62,477	345	38
「追加税」						
「家畜飼育費」「強制割り振り」						
	193	174	7			
国家返還アワースィー地「土地税」						
	64	407	18			
「徴税人経費」						
	730	326	15			
「余剰金」						
	41	424	24			
1267年度までの「滞納金」						
	74	322	36			
ダーラ・ズフーラ(?)での「搾油工場税」						
	163	148	0			
コプト系キリスト教徒居住区税(?)						
	229	265	0			
追徴「フィルダ税」						
	1	193	30	1,499	262	10
				63,977	108	8
				64,592	196	11
「決済」						
「金納」						
県庁金庫勘定						
	45,852	296	4			
諸官庁勘定						
	299	352	7	46,152	148	11
「物納・手形納」						
「物納」						
	11,135	156	32			
「手形納」						
財務省管轄所領						
	2,471	38	9			
県庁管轄委託村落						
	8,459	397	3	10,930	435	12
				22,066	92	4
				68,218	240	15

「余 剰」 3,626 44 4

□内訳

「余剰」

(1) 「県序管轄村落有力者委託村落」 (nawāḥī al-mudīriya khāṣṣa)

余剰「資産」 4,316 220 12

1267年度「滞納金」 7 256 34 4,308 463 18

(2) 「県序管轄ザワート委託村落」 (nawāḥī ‘uhad bi-l-mudīriya)

ラストム・ベク殿下所領 11 60 26

イスマイール・マフムード所領

3 210 18	14 271 4	4,323 234 22
----------	----------	--------------

「滞納」

(3) 「財務省管轄ザワート所領」 ('uhad marbūt taqṣīt-hum bi-l-māliya)

故ヤアクーブ・ベク所領 58 216 10

シェリーフ・パシャ殿下所領

440 17

メヌフィーヤ御料地 (jafālik) 所属カフル・バーグール村

420 0	60 76 27
-------	----------

(4) 「直接管理村落」 (nawāḥī al-mudīriya)

「搾油・テヒーナ工場税」

532 343 0

一時的荒廃地「土地税」 38 9 33

スレイマーン・パシャ殿下負債

52 5 23

デルタ・バラージュ人夫賃金

14 255 15	637 113 31	697 190 18
-----------	------------	------------

純「余剰」

3,626 44 4

以上、この(明細表)は認めた。>1271年ムハッラム月9日

メヌフィーヤ県副知事

(5) ケナ・エスナ県1269年度『土地税』決細明細表

○1268年度「繰り越し金」

「資産」

キース
キース
ルシ
ルシ
フイ
フイ
ッダ
ッダ

19世紀中葉エジプトにおける税制度

アフマド・パシャ閣下所領 (zirā'a) 「土地税」			
	259	2	23
軍馬飼育農場 (zirā'a) 「土地税」			
	23	342	17
軍獸医用 (?) 馬飼育農場「土地税」			
	10	403	35
ファルジュート (?) 区 (taftish) 「搾油場税」			
	23	186	20
			316 435 15
「決済」			
軍馬飼育農場「土地税」			23 342 17
軍獸医用 (?) 馬飼育農場「土地税」			10 403 35
ファルジュート (?) 区「搾油場税」			23 186 20
			57 432 32
(「滞納」)			
アフマド・パシャ閣下所領「土地税」			259 2 33
○1269年度「土地税」			
「資産」			
(1) 「新規課税」			
「金納」			
	15,532	399	2
「物・手形納」			
	15,532	398	38
			31,065 298 0
(2) 「追加税」			
新規「搾油場税」			
	73	487	0
新規「土地税」「ヤシの木税」その他諸税			
	276	11	7
新規アブアーディーヤ地賃貸税			
	1,164	397	2
「徵稅人経費」			
	350	435	13
「家畜飼育費」			

7 66 18

「余剩金」

1,957	<u>115</u>	6	3,830	12	6
-------	------------	---	-------	----	---

□内訳

金納

1,019	143	22
-------	-----	----

物納

2,810	368	21
-------	-----	----

(「資産」総計)	34,895	310	6
----------	--------	-----	---

□内訳

金納

16,522	42	24
--------	----	----

物納

18,343	267	22
--------	-----	----

「決済」

金納	17,378	216	5
----	--------	-----	---

物納	<u>16,892</u>	<u>168</u>	21	34,270	384	26
----	---------------	------------	----	--------	-----	----

(「滞納」)

アフマド・パシャ閣下所領「土地税」

150	137	9
-----	-----	---

軍械医用(?)馬飼育農場「土地税」

17	121	28
----	-----	----

ラーシド・パシャ殿下アブアーディーヤ地「土地税」

50	88	1
----	----	---

アブドゥルグフュール・エフェンディ負債

1	443	35
---	-----	----

ファティーラ村旱魃地(sharāqī)「土地税」

41	205	13
----	-----	----

ハサネイン・ベク殿下所領('uhda)村落「繰り越し金」

<u>363</u>	<u>429</u>	14	624	425	20
------------	------------	----	-----	-----	----

□総計

「資産」

1268年度「繰り越し金」	316	435	15
---------------	-----	-----	----

1269年度「土地税」

「新規課税」

19世紀中葉エジプトにおける税制度

	31,065	298	0
「追加税」			
	3,830	12	6
<u>34,895</u>			
310			
	6	35,212	245
	34,328	317	18
「決済」			
(「滞納」)			
アフマド・パシャ閣下	409	139	32
軍獸医用(?)馬飼育農場「土地税」	17	121	28
ラーンド・パシャ殿下	50	88	1
アブドゥルグフュール・エフェンディ負債	1	443	35
ファティーラ村旱魃地「土地税」	41	205	13
ハサネイン・ベク殿下所領村落「繰り越し金」	<u>363</u>	<u>429</u>	<u>14</u>
			883 428 3

(6) シャルキーヤ県1270年度『土地税』課税明細表

分割課税対象「村落・所領」

〔I〕 「直接管理村落」 (nawāḥī al-aqsām)	キュルシュ	フィッダ
「土地税」「6分の1税」		
「土地税」	6,291,847	29
「6分の1税」	<u>937,519</u>	<u>5</u>
1269年度「繰り越し金」		
「金納」	608,065	6
「物納」	<u>2,026,812</u>	<u>2</u>
新規「追加税」		
イスマイール皇太子閣下所領負債肩替り		
	25,839	21
イスマイール皇太子閣下所領「職業税」		
	9,281	22
1267年までのスレイマーン・ダルヴィーシュ負債「強制割り振り」		
	21,043	6
スレイマーン・ダルヴィーシュその他1270年度負債「強制割り振り」		
	<u>7,487</u>	<u>26</u>
		63,651 35 9,927,895 37

○月別分割課税額

1271年	「手形納」	「物納」	「金納」	総計
ムハッラム月	302,831 32	301,666 7	368,129 39	972,627 38
サファル月	258,203 39	257,849 33	304,338 35	820,392 27
ラビーウⅠ月	258,203 38	257,849 33	304,029 30	820,083 21
ラビーウⅡ月	258,203 37	257,849 30	304,029 30	820,083 17
ジュマーダーⅠ月	258,203 37	257,849 28	304,029 32	820,083 17
ジュマーダーⅡ月	201,674 20	251,320 11	296,681 2	799,675 33
ラジャブ月	226,184 7	225,827 30	269,476 6	721,483 3
シャアバーン月	205,609 31	205,335 39	248,986 11	659,932 1
ラマダーン月	259,788 19	259,472 28	314,107 7	833,368 14
シャッワール月	263,566 0	263,250 23	319,123 13	845,939 36
ズゥル・カアダ月	277,179 39	276,822 30	336,681 27	890,684 16
ズゥル・ヒッジャ月	290,271 32	289,857 26	343,406 36	923,536 14
	3,109,922 11	3,104,952 38	3,713,020 28	9,927,895 37

〔II〕 「県庁管轄村落有力者委託村落」 (nawāḥī ‘uhad mashāykh-hum)

「土地税」「6分の1税」

「土地税」	4,576,907	11
「6分の1税」	681,430	36

1269年度「繰り越し金」

「金納」	264,845	37
「物納」	982,542	13
	1,247,388	10

イスマイール皇太子閣下所領負債肩替り

63,907 29 6,569,634 6

○月別分割課税額

1271年	「手形納」	「物納」	「金納」	総計
ムハッラム月	326,555 29	327,467 17	365,754 35	1,019,778 1
サファル月	168,809 33	168,413 27	189,737 31	526,961 11
ラビーウⅠ月	169,009 33	168,613 28	189,937 32	527,561 13
ラビーウⅡ月	170,909 34	170,513 28	191,837 30	533,261 12
ジュマーダーⅠ月	172,310 35	171,914 28	193,238 30	537,464 13
ジュマーダーⅡ月	174,310 34	173,914 28	195,238 30	543,464 12
ラジャブ月	170,694 29	170,298 15	191,622 28	532,615 32

19世紀中葉エジプトにおける税制度

シャアバーン月	139,581	3	139,198	14	157,455	35	436,235	12
ラマダーン月	139,714	16	139,331	27	157,589	6	436,635	9
シャッワール月	140,514	16	140,131	27	158,389	5	439,035	8
ズゥル・カアダ月	149,832	11	150,812	17	169,069	36	469,714	24
ズゥル・ヒッジャ月	183,030	1	179,146	12	204,731	6	566,907	19
	2,105,273	34	2,099,756	28	2,364,603	24	6,569,634	6

〔Ⅲ〕 「県庁管轄ザワート委託村落」 (nawāḥī ‘uhad al-dhawāt al-marbūt taqsīt-hum bi-l-mudiriya)

「土地税」「6分の1税」

「土地税」	2,018,078	31
「6分の1税」	299,466	24

「義捐金」	24,980	36
-------	--------	----

1269年度「繰り越し金」

「金納」	146,713	11
「手形納」	95,796	18

○月別分割課税額

1271年	「手形納」		「物納」		「金納」		総 計	
ムハッラム月	91,573	23	91,482	1	244,384	15	427,439	39
サファル月	67,278	10	67,186	27	67,615	13	202,080	10
ラビーウ I月	67,444	36	67,353	15	67,781	39	202,580	10
ラビーウ II月	67,444	36	67,353	15	67,781	39	202,580	10
ジュマーダー I月	72,361	25	72,270	1	72,698	25	217,330	11
ジュマーダー II月	74,681	22	74,590	3	75,018	26	224,290	11
ラジャブ月	98,030	30	97,939	6	98,367	31	294,337	27
シャアバーン月	36,682	37	36,591	17	36,761	18	110,035	32
ラマダーン月	35,682	37	35,591	17	35,761	18	107,035	32
シャッワール月	35,682	37	35,591	17	35,761	18	107,035	32
ズゥル・カアダ月	68,353	25	68,262	5	68,752	6	205,367	36
ズゥル・ヒッジャ月	94,836	19	94,792	26	95,292	25	284,921	30
	810,054	17	809,003	30	965,977	33	2,585,036	0

□小計

「土地税」「6分の1税」

「土地税」	12,886,833	31
-------	------------	----

東洋文化研究所紀要 第109冊

「6分の1税」	<u>1,918,416</u>	25	14,805,250	16
1269年度「繰り越し金」				
「金納」	1,025,431	2		
「物納」	<u>3,093,344</u>	5	4,124,775	7
「義捐金」「強制割り振り」			32,468	22
新規「追加税」			<u>120,071</u>	38
			19,082,566	3

○月別分割課税額

1271年	「手形納」		「物納」		「金納」		総 計	
ムハッラム月	720,961	4	720,615	25	978,269	9	2,419,845	38
サファル月	494,292	2	493,450	7	561,691	39	1,549,434	8
ラビーウⅠ月	494,658	27	493,816	36	561,749	21	1,550,225	4
ラビーウⅡ月	496,558	27	495,716	33	563,649	19	1,555,924	39
ジュマーダーⅠ月	502,876	17	502,034	17	569,967	7	1,574,878	1
ジュマーダーⅡ月	500,666	36	499,825	2	566,938	18	1,567,430	16
ラジャブ月	494,909	26	494,065	11	559,466	25	1,548,441	22
シャアバーン月	381,873	31	381,125	30	443,203	24	1,206,203	5
ラマダーン月	435,185	32	434,395	32	507,457	31	1,377,039	15
シャワワール月	439,763	13	428,973	27	513,273	36	1,392,010	36
ズゥル・カアダ月	495,365	35	495,897	12	574,503	29	1,565,766	36
ズゥル・ヒッジャ月	<u>568,138</u>	12	563,796	24	643,430	27	1,775,365	23
	6,025,250	22	6,013,713	16	7,043,602	5	19,082,566	3

(IV) 「財務省管轄ザワート所領」 (uḥad al-dhawāt al-marbūṭ taqṣīṭ-hum
bi-l-māliya)

「土地税」「6分の1税」

「土地税」	1,002,266	20
「6分の1税」	<u>149,856</u>	8

1269年度「繰り越し金」

「金納」	58,128	18
「手形納」	<u>60,100</u>	10
「義捐金」		

□内訳

「金納」	463,066	8
「物納」	404,891	20

19世紀中葉エジプトにおける税制度

「手形納」	404,891	16
〔V〕 「ワーディー所領」 (jiflik al-wādi)		
「土地税」「6分の1税」		
「土地税」	583,276	16
「6分の1税」	<u>96,434</u>	26
1269年度「繰り越し金」		
「金納」	337,564	17
「手形納」	<u>342,146</u>	25
	<u>679,711</u>	2
	1,359,422	4
□内訳		
「金納」	676,656	10
「物納」	339,091	33
「手形納」	343,674	1
□総計		
「土地税」「6分の1税」		
「土地税」	14,472,376	27
「6分の1税」	<u>2,164,707</u>	19
	16,637,084	6
「義捐金」「強制割り振り」		
	34,966	10
1269年度「繰り越し金」		
「金納」	1,421,123	37
「物納・手形納」	<u>3,501,591</u>	0
	4,922,714	37
新規「追加税」		
イスマイール皇太子閣下所領負債肩替り		
	73,918	6
イスマイール皇太子閣下所領「職業税」		
	25,110	26
1267年までのスレイマーン・ダルヴィーシュその他負債「強制割り振り」		
	<u>21,043</u>	6
	<u>120,071</u>	38
	21,714,837	11
□内訳		
「金納」	8,183,324	23
「物納」	6,757,696	29
「手形納」	6,773,815	39

* 県庁管轄村落・所領に関する、1271年ムハッラム月時点における決済明細

(1) 「直接管理村落」

「土地税」「6分の1税」	7,229,366	34
1269年度「繰り越し金」		
決済	543,303	16
残余	<u>2,091,573</u>	<u>32</u>
新規「追加税」	<u>2,634,877</u>	<u>8</u>
	<u>63,651</u>	<u>35</u>
	9,927,895	37
(2) 「県庁管轄村落有力者委託村落」		
「土地税」「6分の1税」	5,258,338	7
1269年度「繰り越し金」		
決済	526,475	18
残余	<u>720,912</u>	<u>32</u>
イスマイール皇太子閣下所領負債肩替り	<u>1,247,388</u>	<u>10</u>
	<u>63,907</u>	<u>29</u>
	6,569,634	6
(3) 「県庁管轄ザワート委託村落」		
「土地税」「6分の1税」	2,317,545	15
「義捐金」「強制割り振り」	24,980	36
1269年度「繰り越し金」		
決済	60,775	0
残余	<u>181,734</u>	<u>29</u>
	<u>242,509</u>	<u>29</u>
	<u>2,585,036</u>	<u>0</u>
	19,082,566	3

□内訳

「土地税」「6分の1税」	14,805,250	16
「義捐金」「強制割り振り」	32,468	22
新規「追加税」, イスマイール皇太子閣下負債		
	120,071	38
1269年度「繰り越し金」		
決済	1,130,553	34
残余	<u>2,994,221</u>	<u>13</u>
	<u>4,124,775</u>	<u>7</u>
	19,082,566	3

『以上、この（明細表）は、（徵稅）額を認めた。その額は、19,082,566キュルシ
ム3フィッダ也。』1271年サファル月23日 シャルキーヤ県知事

(1988年10月10日脱稿)

付録(II) 1269年度ミニヤ・ベニー・マザール県『土地税』決済報告書コピー

(1) トルコ語主文

عمراند افتم

رسانی تقدیمه مکارا و بزرگ تقدیمه اضائده اوئله مبلغ ایده ورقه نه سنه مال مقرری و رسالت
 و لقى الردبه اضائده راجع فهدیه عباش اوئله قنی شنکه ایلچی اویچی مخصوصو جهه پایاه و بیلهه ایج مساق و مال مقرر اینه
 احصی احکما را لفیه خصوصی بعده اینه باقیت منداری و فاضلت کیمی موضع بخطه کشف خبر و وکلای شنکه
 اویچی اویچی ایلچیه لفی و دیلی ایاده هناب خدیوی ایلچیه دشی خبری مصدق برداش و منظمه علیی اویزه باشند خبر
 شنکه بخطه کشف شریعه و میانی خالصیه و بجز خودی بعضه خیریه ایلچیه بالتفصیل باید ایاده زیر و در فتحمنه و شنکه
 سنه شنکه زادیه عجمه و تقدیمی صفتی صوصی و منتصه ایلچیه عالمی عالمی شنا بهه بید کدهه باشند ایلچیه
 ایلچیه عجمیه و تقدیمی صفتی صوصی و منتصه ایلچیه عالمی عالمی شنا بهه بید کدهه باشند ایلچیه

سیده
سیده
شنبه



(2) アラビア語『土地税』決済明細表

19世紀中葉エジプトにおける税制度

19世紀中葉エジプトにおける税制度